

第2期 赤平市子ども・子育て支援計画

《令和2年度～令和6年度》



**令和2年3月
赤平市**

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 関連計画との関係	2
4. 計画の期間	2
5. 計画の策定方法	3
第2章 子どもと子育てを取り巻く環境	4
1. 人口・世帯等の状況	4
2. 産業・就労の状況	7
3. 教育・保育環境の状況	9
4. ニーズ調査からみた子どもを取り巻く環境	11
第3章 第1期計画の実施状況	17
1. 児童数の状況	17
2. 教育・保育事業の状況	18
3. 地域子ども・子育て支援事業の状況	19
第4章 計画の基本的な考え方	23
1. 子ども・子育てビジョン（基本理念）	23
2. 計画の基本目標	24
3. 施策の体系	25
第5章 施策の展開	26
基本目標1 安心して子どもを生み育てられる環境づくり	26
基本目標2 親と子が健やかに暮らせるための支援の充実	29
基本目標3 親子の育ちを応援する学びや体験の場の提供	34
基本目標4 支援が必要な親子を優しく包む施策の実施	38
基本目標5 親子を見守る安心で快適なまちづくり	42
第6章 子ども・子育て支援事業計画	45
1. 子ども・子育て支援制度の概要	45
2. 教育・保育提供区域の設定	47
3. 児童人口の将来推計	48
4. 教育・保育の量の見込みと確保方策	49
5. 地域子ども・子育て支援事業の提供	50
6. 教育・保育の一体的提供の推進	56
7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	57

第7章 計画の推進.....	58
1. 計画の推進体制.....	58
2. 計画の点検・評価・改善.....	58
資料編.....	59
◎赤平市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第22号）.....	59
◎赤平市子ども・子育て会議委員名簿.....	61

《本計画書における年号の表記について》

本計画書では、平成31年4月1日又は令和元年5月1日を基準日とした表やグラフが掲載されています。

本来はそれぞれの基準日に基づいて「平成31年」(又は「平成31年度」)、「令和元年」(又は「令和元年度」)を区別して掲載すべきところですが、年号表記が混在することによる分かりにくさを避けるため、基準日が平成31年4月1日の表やグラフについても「令和元年」(又は「令和元年度」)として統一して表記することとします。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられており、本市においても平成27年度から令和元年度までを計画期間として「赤平市子ども・子育て支援計画」を策定しました。

本市では、この計画に基づき市内のすべての子どもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めてきましたが、令和元年度に計画が終期を迎えることとなったため、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「第2期赤平市子ども・子育て支援計画」を策定することとしました。

2. 計画の位置づけ

「第2期赤平市子ども・子育て支援計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」を一体的に策定することとします。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村 計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	次世代育成支援市町村行動計画 (努力義務)
性格 特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画 	<ul style="list-style-type: none"> ○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「赤平市総合計画」の子ども・子育て支援に係る分野別計画



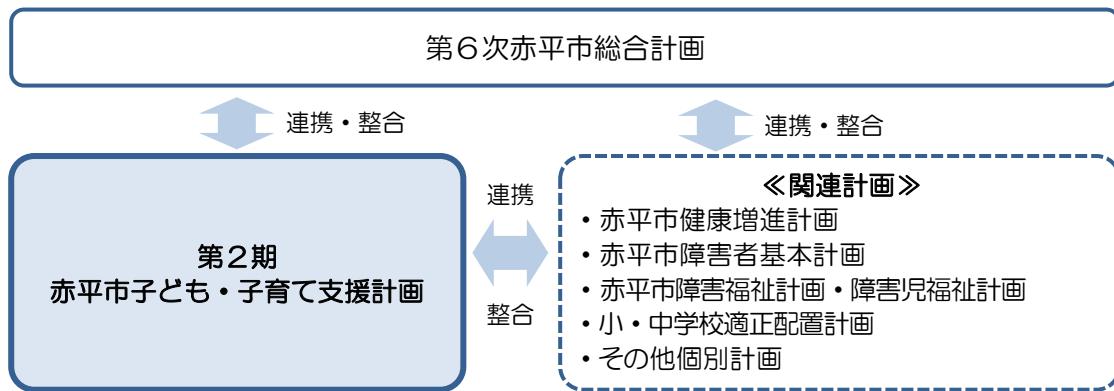
一体的に策定



第2期赤平市子ども・子育て支援計画

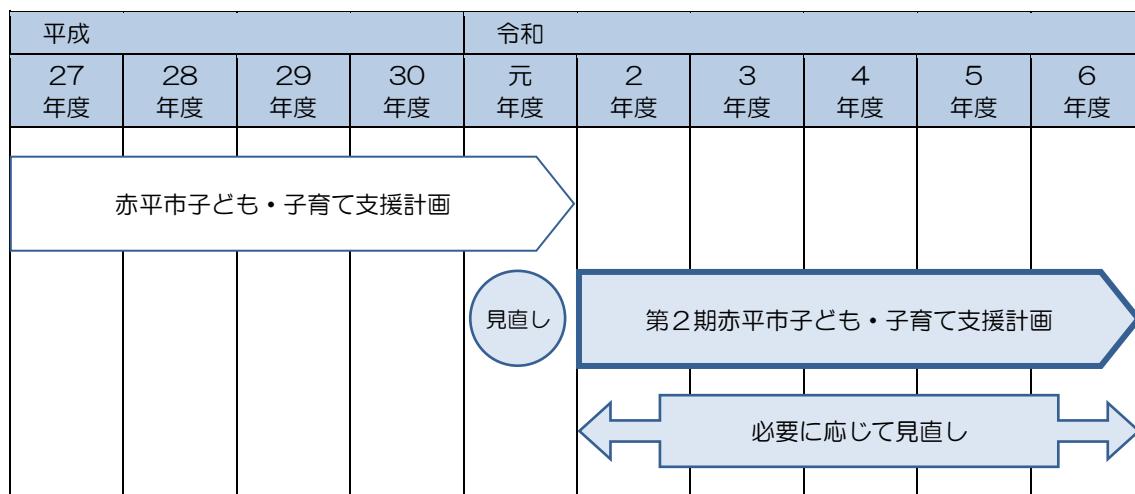
3. 関連計画との関係

この計画は「第6次赤平市総合計画」を最上位計画とし、市の福祉関係計画等と整合を図ります。



4. 計画の期間

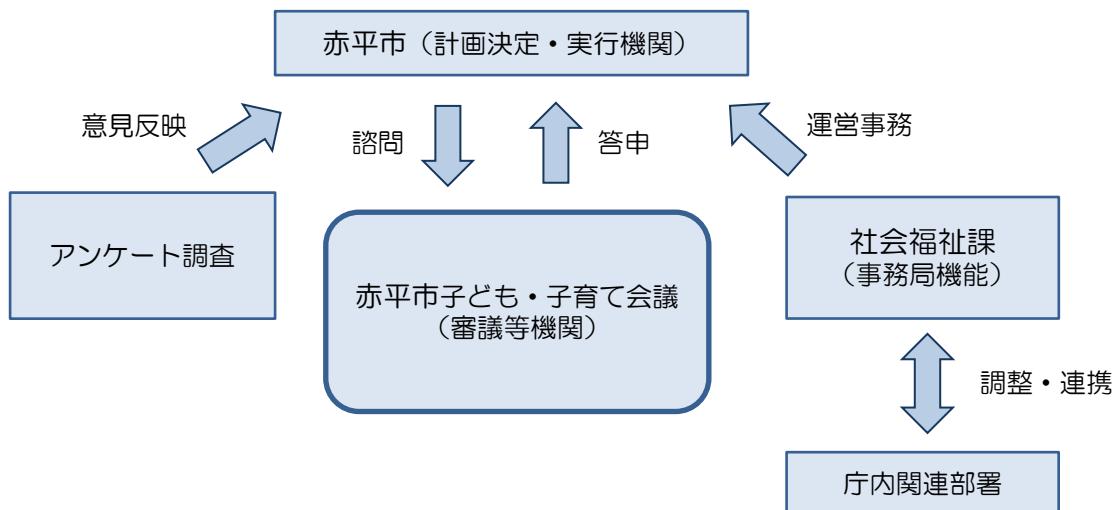
本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じて計画期間中に見直しを行う場合もあります。



5. 計画の策定方法

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「赤平市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての審議を行いました。



(2) アンケートの実施

本計画策定のための基礎資料として、子育て中の保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的に、就学前児童・小学生のいる全世帯を対象としたアンケート調査を実施しました。

■調査の概要

調査対象	平成31年2月1日現在 赤平市に在住する就学前児童及び小学生の全保護者 ・就学前児童の保護者：196人 ・小学生の保護者：249人
調査期間	平成31年2月～3月
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）

■回収結果

	配布数 (票)	回収数 (票)	白票 (票)	有効回収数 (票)	有効回収率 (%)
就学前児童の 保護者向け	196	100	0	100	51.0
小学生の 保護者向け	249	114	0	114	45.8
合 計	445	214	0	214	48.1

第2章 子どもと子育てを取り巻く環境

1. 人口・世帯等の状況

(1) 児童数と総人口

17歳以下の児童数は、平成27年は1,103人でしたが、平成30年には1,000人を下回り、令和元年には908人となるなど、平成27年からの5年間で17.7%減少しています。

年齢別での減少率は、12~14歳（中学生）が35.5%で突出して高く、0~5歳、6~11歳でも10%を超えるなど、極めて厳しい状況となっています。

一方、総人口では平成27年は11,270人でしたが、平成28年以降は11,000人を下回り、令和元年は10,108人で、平成27年からの5年間で10.3%減少しています。平成22年から平成27年の5年間においても同じ10.3%の減少で推移しており、この10年間は非常に高い減少率で推移していると言えます。

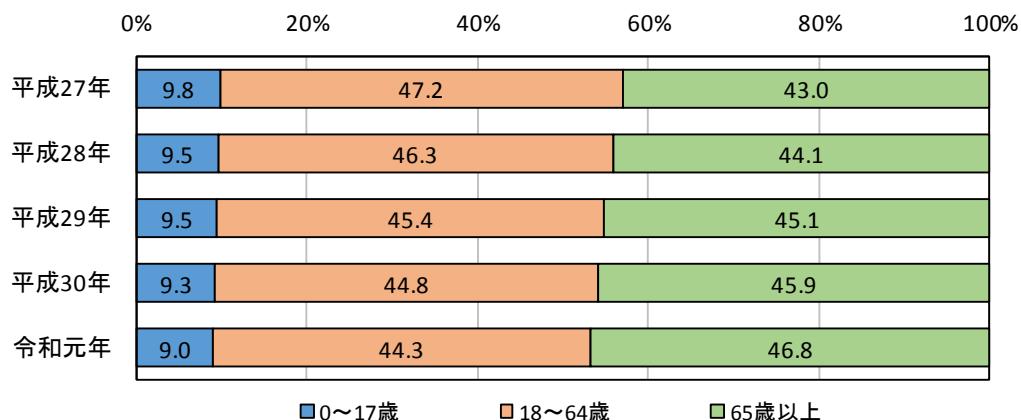
総人口に占める年齢別の割合では、平成30年に65歳以上人口が18~64歳人口を逆転して最も多くなっており、令和元年には46.8%を占める状況となっています。

■児童数と総人口

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	5年間での 減少率
0~5歳	273	247	251	236	234	(14.3%)
6~11歳	349	336	329	330	304	(12.9%)
12~14歳	248	222	195	164	160	(35.5%)
15~17歳	233	238	237	232	210	(9.9%)
児童合計 総人口に占める割合	1,103 (9.8%)	1,043 (9.5%)	1,012 (9.5%)	962 (9.3%)	908 (9.0%)	(17.7%)
18~64歳	5,323	5,065	4,863	4,646	4,475	(15.9%)
65歳以上	4,844	4,826	4,828	4,761	4,725	(2.5%)
総人口	11,270	10,934	10,703	10,369	10,108	(10.3%)

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■総人口に占める割合

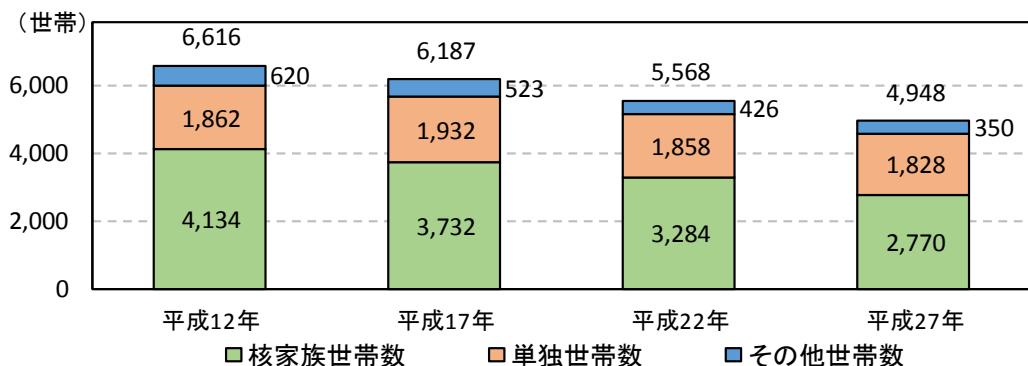


(2) 世帯の状況

赤平市の一般世帯数は人口と同様に減少しており、平成27年では4,948世帯となっています。

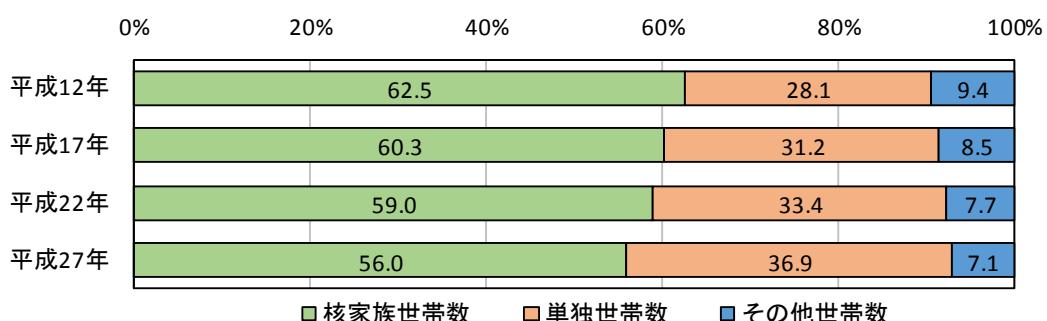
一般世帯数の構成の推移では、単独世帯数はほぼ横ばいで推移している一方で、核家族世帯及び祖父母・親・子どもで構成される3世代世帯を含むその他世帯が減少しており、世帯構成の状況からも、子どものいる世帯の減少が進んでいることがうかがえます。

■一般世帯数



資料：国勢調査

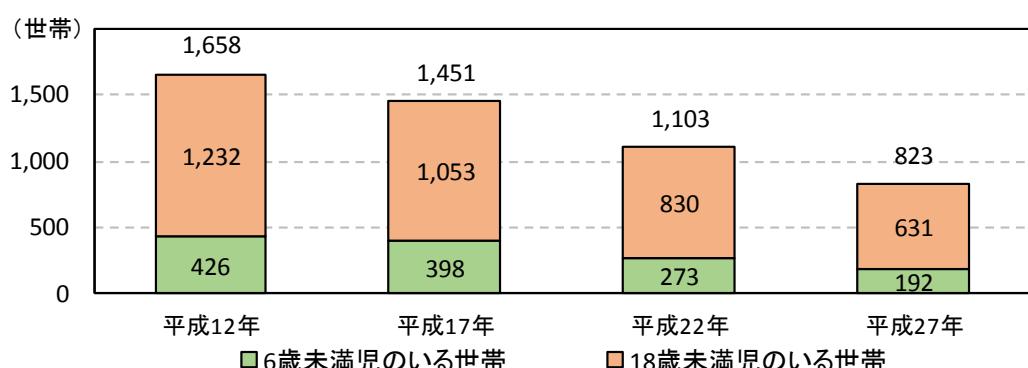
■一般世帯の構成割合



(3) 児童のいる世帯

児童のいる一般世帯数は、平成12年から平成27年の間で、6歳未満児のいる世帯が426世帯から192世帯、6歳未満児はないが18歳未満児のいる世帯が1,232世帯から631世帯に激減しています。

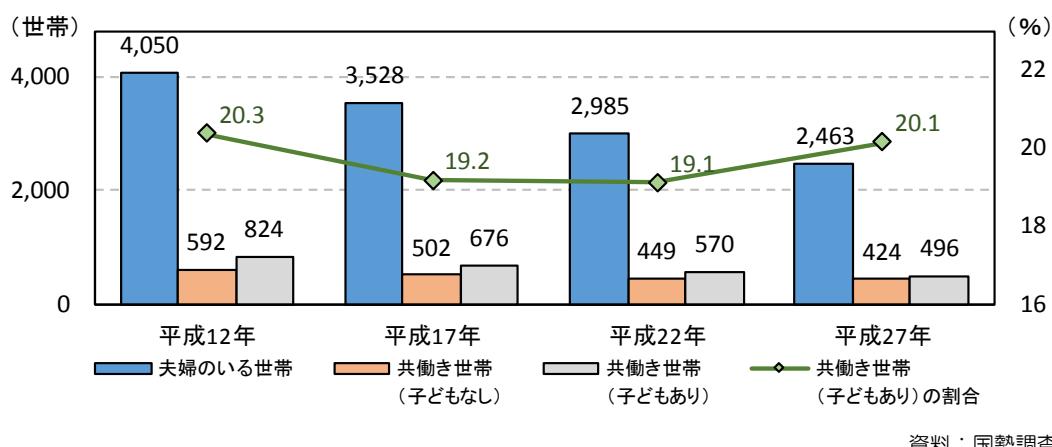
■児童のいる一般世帯数



(4) 共働き世帯の状況

一般世帯数の減少以上に夫婦のいる世帯数の減少が加速しており、平成27年は2,463世帯で、平成17年から1,065世帯(30.2%)減少しています。また、共働き世帯(子どもあり)の割合は20%前後で、平成12年からほぼ横ばいで推移していますが、全国平均の30%前後に比べ、非常に低い数値にとどまっています。

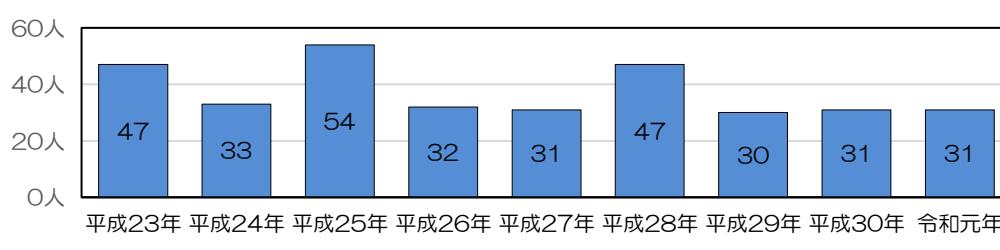
■共働き世帯数



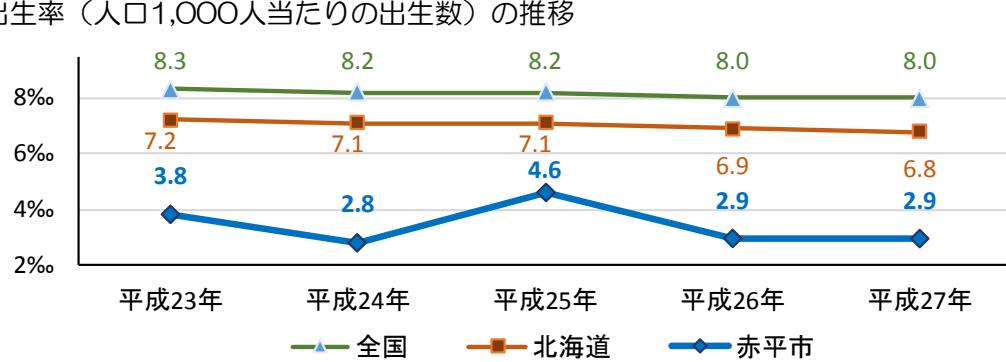
(5) 出生数・出生率

赤平市で誕生した新生児数は令和元年が31人で、平成23年から16人(34.0%)減少しており、この5年間での平均は34人となっています。また、出生率(人口1,000人当たりの出生数)は平成27年度では2.9人となっており、全国・北海道に比べ非常に低い数値にとどまっています。

■出生児童数



■出生率(人口1,000人当たりの出生数)の推移



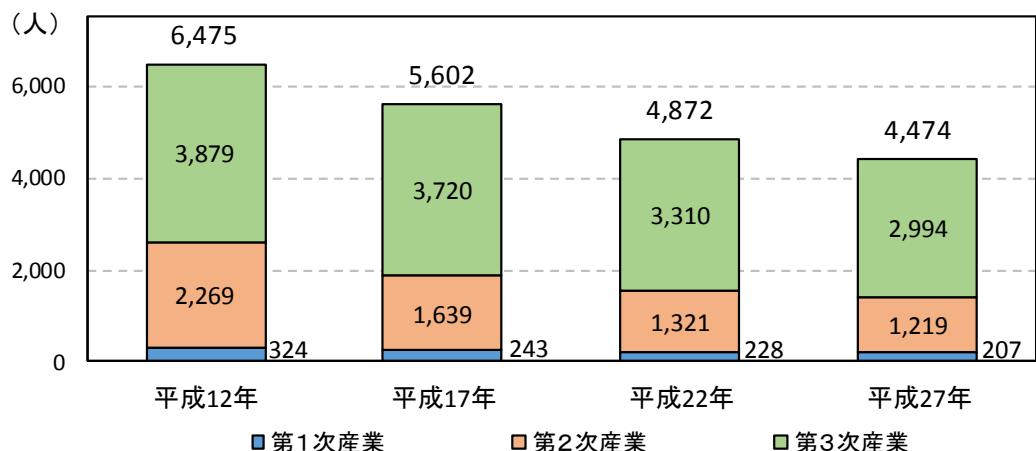
2. 産業・就労の状況

(1) 産業・雇用の状況

15歳以上の就業者数を産業別（大分類）にみると、各産業分類とも一貫して減少が続いている。特に、第2次産業は減少幅が大きく、平成27年は1,219人で平成12年から1,050人（46.3%）減少しています。

また、産業別人口を割合でみると、第1次産業はほぼ横ばいで推移していますが、第2次産業・第3次産業ともに年々減少しています。

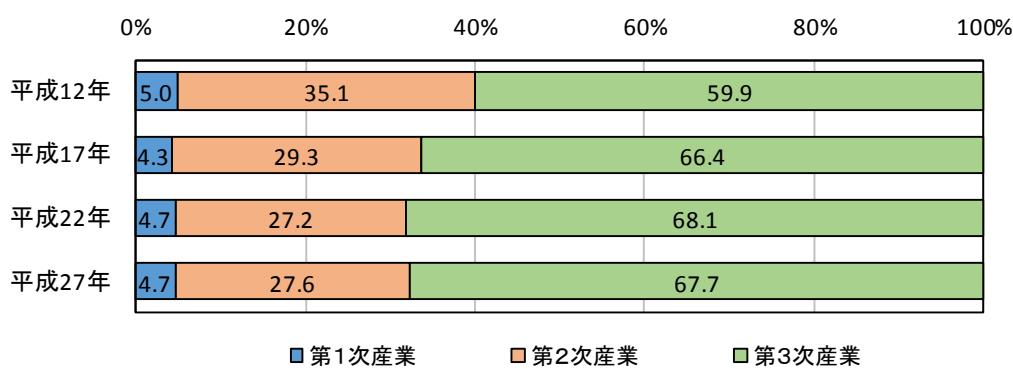
■産業別人口



資料：国勢調査

※就業者数の合計は、分類不能を含む。

■産業別人口の割合



資料：国勢調査

※構成比は、分類不能を除いて算出

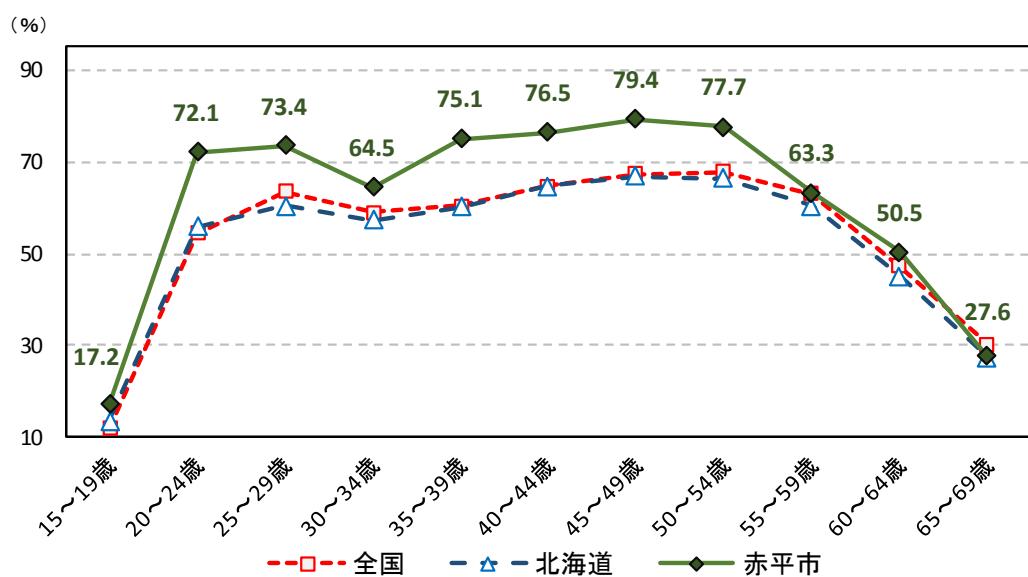
(2) 女性の就業状況

女性の年代別就業率は、いったん就職するものの結婚等に伴い一時的に離職するため20代、30代の就業率が下がる、いわゆるM字曲線を描くことが多いと言われています。

全国・北海道のM字曲線では就業率の片方のピークが25～29歳で、いったん減少し、35～39歳以降に再度上昇していますが、赤平市ではこのM字曲線が強く示されており、45～49歳が79.4%で就業率のピークとなっています。

赤平市の就業率は、ほぼすべての年代で全国・全道水準を大きく上回っており、結婚や育児に関わる年代にあっても仕事を離れづらい状況にあることもうかがえ、このことが赤平市における出生率が低水準にあることの一因であるものと思われます。

■女性の年代別就業率



資料：国勢調査

3. 教育・保育環境の状況

(1) 幼稚園・保育所の通園・通所状況

市内に1か所ある幼稚園（市立赤平幼稚園）の園児数は5年間の平均で55.2人となっており、令和元年は51人が通園しています。

保育所は市立保育所が2か所（文京・若葉保育所）あり、入所児数は5年間の平均で107.4人となっており、令和元年は106人が通所しています。

当市における通園・通所児童については、対象の未就学児が減少している一方、利用ニーズは横ばいに推移しています。

■幼稚園、保育所の状況

		(人)				
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
幼稚園	幼稚園数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	3歳児	19	11	14	17	12
	4歳児	19	25	12	18	20
	5歳児	31	21	25	13	19
	児童数計	69	57	51	48	51
保育所	保育所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	0歳児	3	0	6	2	6
	1歳児	19	14	8	26	8
	2歳児	19	22	15	13	29
	3歳児	20	23	23	18	17
	4歳児	28	22	25	24	20
	5歳児	24	29	24	24	26
	児童数計	113	110	101	107	106

※幼稚園は各年5月1日現在、保育所は各年4月1日現在

資料：赤平市

(2) 通学状況

市内に3校ある小学校（赤間小学校・豊里小学校・茂尻小学校）の児童数は平成27年から令和元年までで13.3%減少しており、令和元年は306人が通学しています。

また、中学校は赤平・中央中学校統合により、平成30年度からから1校となっています。

中学校の児童数は平成27年から令和元年までで34.0%減少しており、令和元年は159人が通学しています。

■小・中学校の児童生徒数（5月1日現在）

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
小学校	小学校数	3校	3校	3校	3校	3校
	1年生	51	55	48	48	37
	2年生	69	51	54	50	49
	3年生	62	71	52	54	49
	4年生	44	60	70	51	53
	5年生	61	46	60	68	51
	6年生	66	56	45	60	67
	児童数計	353	339	329	331	306
中学校	中学校数	2校	2校	2校	1校	1校
	1年生	77	64	53	46	60
	2年生	80	76	63	54	44
	3年生	84	76	75	63	55
	生徒数計	241	216	191	163	159

※各年5月1日現在、保育所は4月1日現在

資料：赤平市

(3) 児童館・児童センターの利用状況

現在、市内には児童館が3か所、児童センターが2か所あり、各地区の子どもの居場所として広く認知されていますが、利用者数はこの5年間で61.8%減少しています。

「小学生全体数の減少」、「低学年児童の減少」、「教育課程の見直し（6時間授業の増）」、「スクールバス利用により、放課後に児童館を利用する時間が減った」などの理由が考えられます。

■児童館・児童センターの利用状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
赤平児童館	2,824	2,228	1,424	1,111	474	
茂尻児童館	3,496	3,500	4,133	3,487	2,466	
文京児童館	7,373	6,752	7,379	6,556	2,377	
平岸児童センター	1,746	859	689	330	116	
豊里児童センター	6,995	8,085	6,345	4,911	3,144	
合計	22,434	21,424	19,970	16,395	8,577	

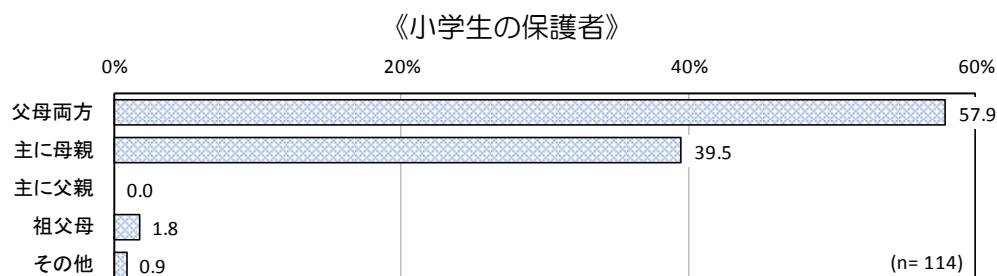
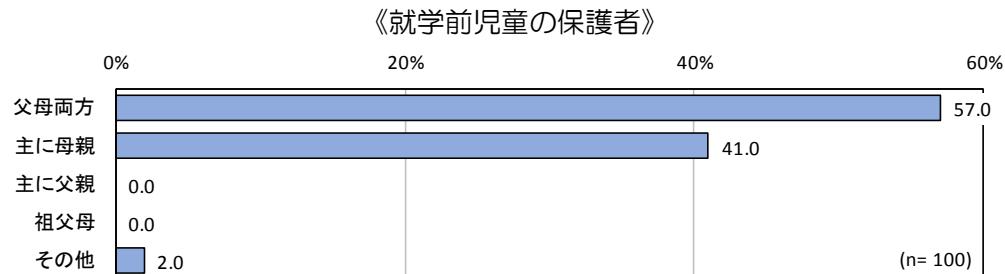
※令和元年度は11月末現在

資料：赤平市

4. ニーズ調査からみた子どもを取り巻く環境

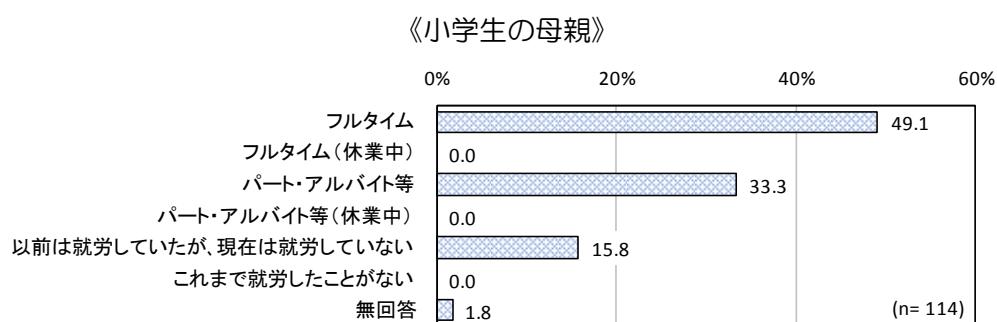
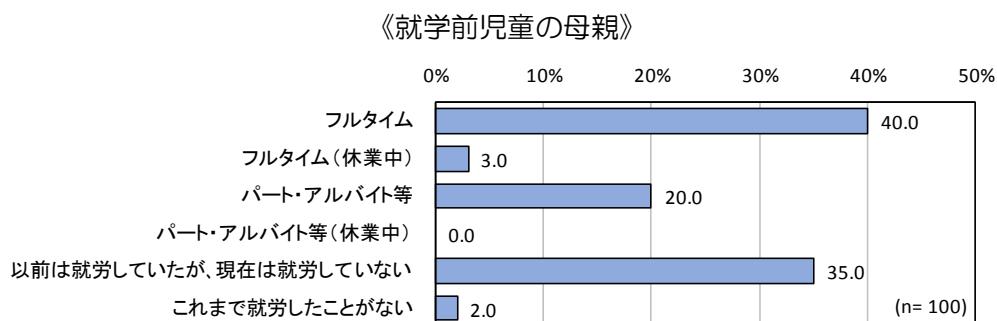
(1) 主に子育てを行っている人

就学前児童の保護者で主に子育てを行っている人は、「父母両方」が57.0%で最も多く、次いで「主に母親」が41.0%で続いています。また、小学生の保護者でも「父母両方」が57.9%で最も多く、次いで「主に母親」が39.5%で続いているおり、就学前児童の保護者とほぼ同じ割合となっています。



(2) 母親の就労状況

就学前児童の母親の就労状況は、「フルタイム」が40.0%で最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が35.0%で続いています。また、小学生の母親でも「フルタイム」が49.1%で最も多いですが、「パート・アルバイト等」が33.3%で続いているなど、就学前児童の母親と比べて就労している方の割合は全体的に高くなっています。



(3) 定期的な教育・保育施設の利用状況等（就学前児童）

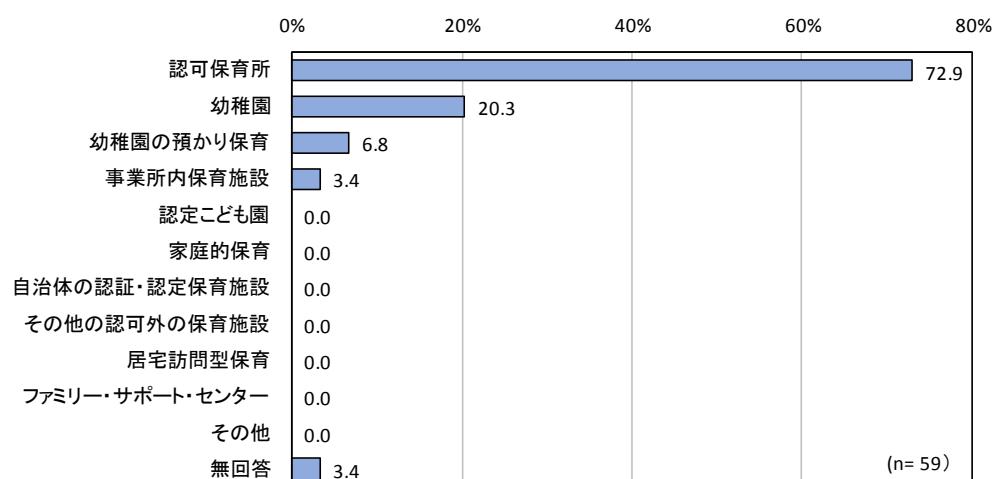
定期的に教育・保育施設を「利用している」人は59.0%、「利用していない」人は41.0%となっています。

利用している教育・保育施設の中では、「認可保育所」が72.9%で大多数を占め、次いで「幼稚園」が20.3%で続いています。

《教育・保育施設の利用状況》



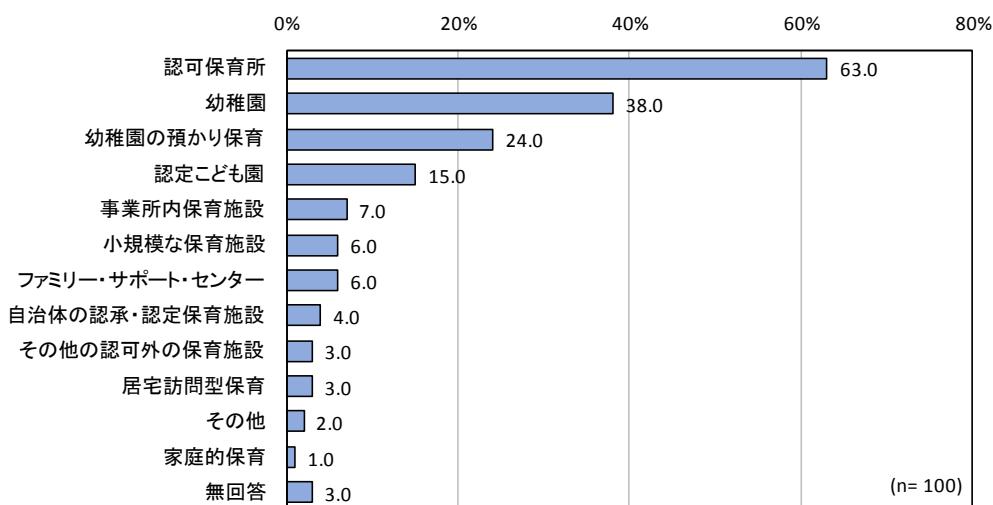
《利用している教育・保育施設》



(4) 教育・保育施設の今後の利用意向（就学前児童）

今後、定期的に利用したい教育・保育施設は、「認可保育所」が63.0%で突出して多く、次いで「幼稚園」が38.0%、「幼稚園の預かり保育」が24.0%で続いています。

《今後利用したい教育・保育施設》

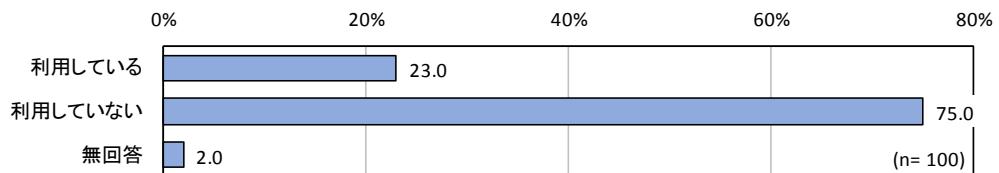


(5) 地域子育て支援拠点事業の利用状況等（就学前児童）

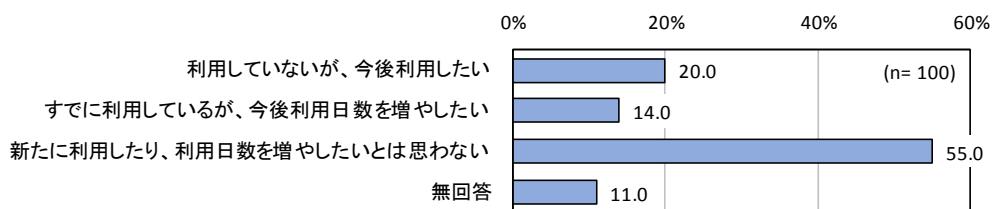
地域子育て支援拠点事業を利用している人は23.0%となっています。

今後の利用意向については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が55.0%で最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が20.0%で続いています。

《現在の利用状況》



《今後の利用意向》



(6) 病児・病後児保育の利用希望（就学前児童/教育・保育施設の利用者）

教育・保育施設の利用者で、子どもが病気やケガのときに「父親が仕事などを休んだ」「母親が仕事などを休んだ」と回答した人に病児・病後児保育の利用希望をお聞きしたところ、「利用したかった」と回答した人は52.5%となっています。

《利用希望》

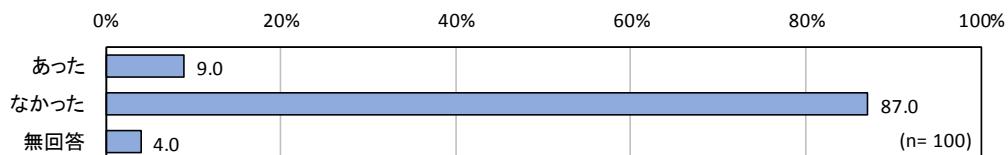


(7) 一時預かり等、不定期に利用できる事業の利用状況等（就学前児童）

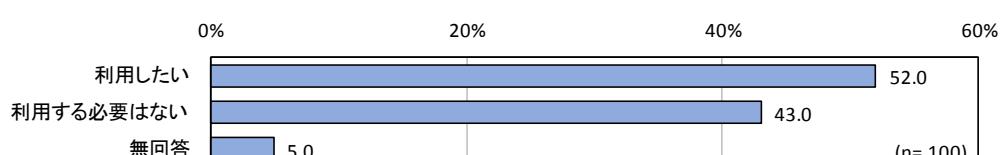
私用等で一時預かり等を不定期に利用したことが「あった」人は9.0%です。

今後の利用意向については、「利用したい」人は52.0%、「利用する必要はない」人は43.0%となっています。

《現在の利用状況》



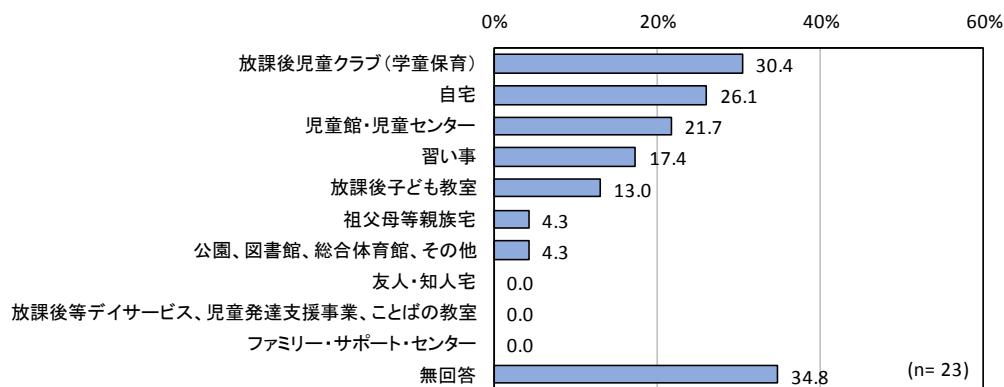
《今後の利用意向》



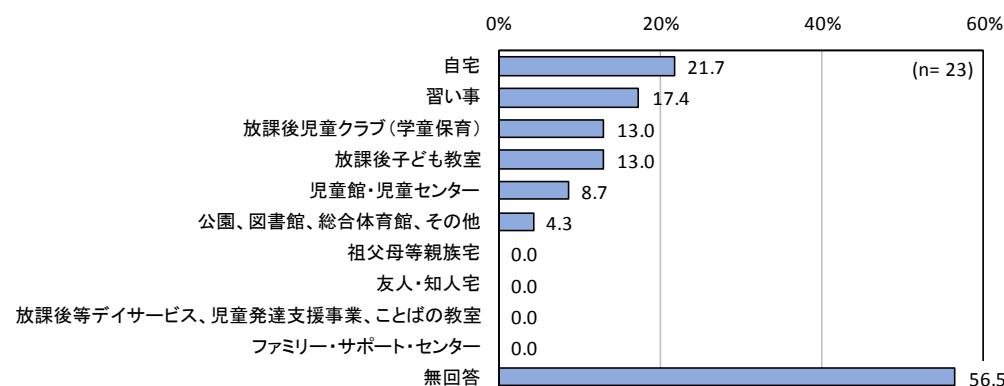
(8) 放課後の過ごし方の希望（就学前児童）

小学校低学年の間、放課後に過ごさせたい場所をお聞きしたところ、「放課後児童クラブ（学童保育）」が30.4%で最も多く、次いで「自宅」が26.1%で続いています。また、小学校高学年の間では「自宅」が21.7%で最も多く、次いで「習い事」が17.4%で続いています。

《小学校低学年の間の希望》



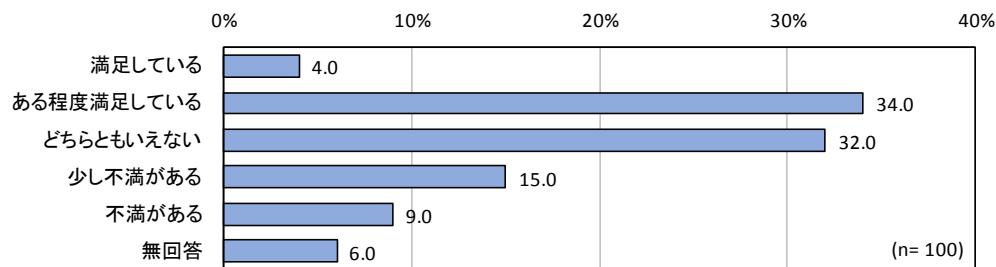
《小学校高学年の間の希望》



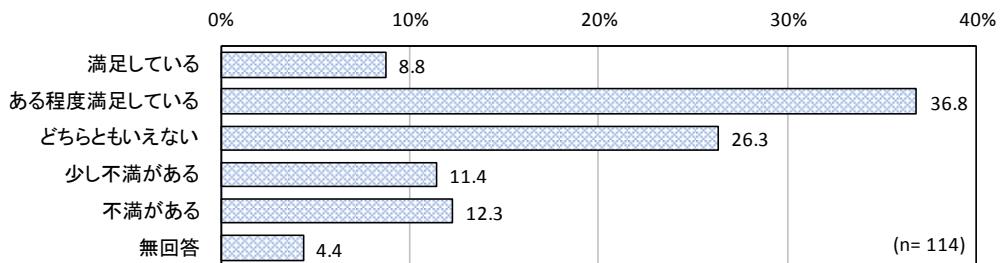
(9) 子育ての環境や支援への満足度

保護者に、赤平市での子育て環境についての満足度をお聞きしたところ、就学前児童の保護者は「ある程度満足している」が34.0%で最も多く、「満足している」との合計では38.0%となっています。また、小学生の保護者でも「ある程度満足している」が36.8%で最も多く、「満足している」との合計では45.6%となっており、就学前児童の保護者の割合を7.6ポイント上回っている状況です。

《就学前児童の保護者》



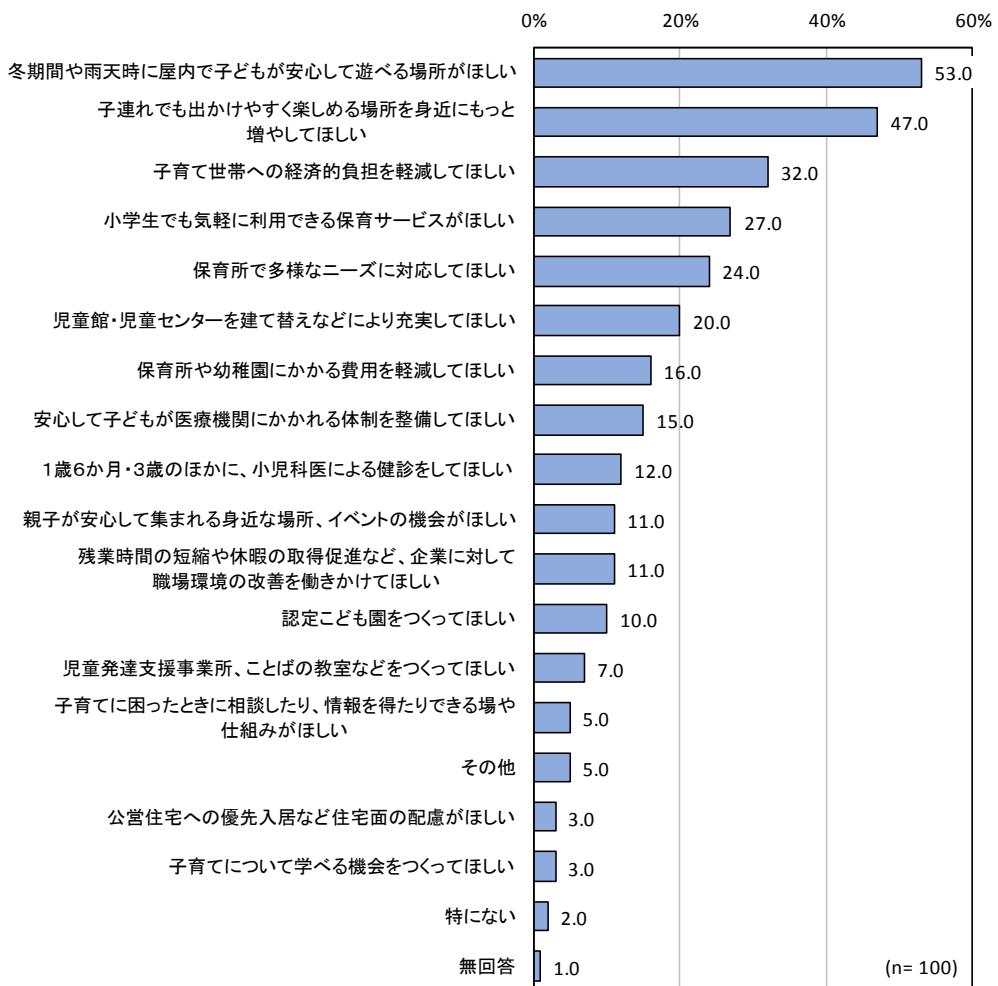
《小学生の保護者》



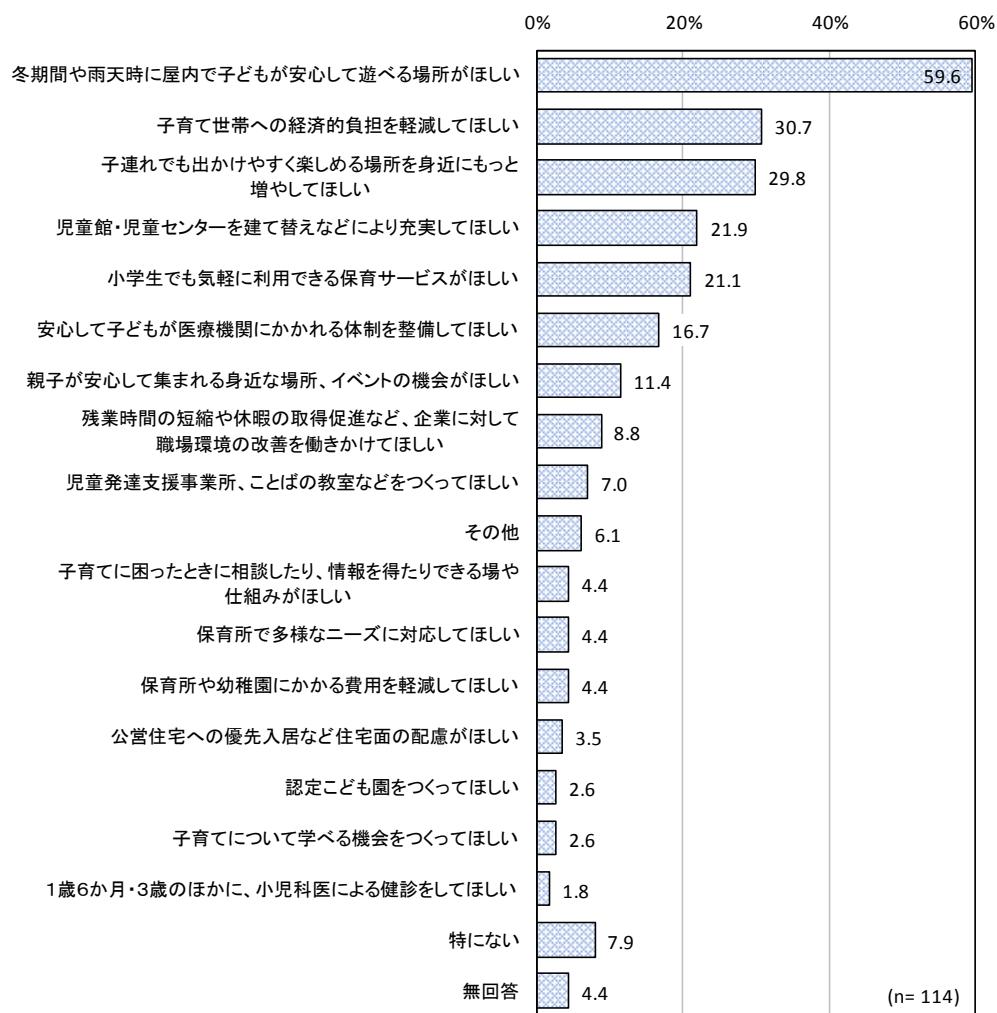
(10) 子育て支援に期待すること

保護者に、赤平市の子育て支援について特に期待することをお聞きしたところ、就学前児童の保護者では「冬期間や雨天時に屋内で子どもが安心して遊べる場所がほしい」が53.0%で最も多く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を身近にもっと増やしてほしい」が47.0%で続いています。また、小学生の保護者でも就学前児童の保護者でも「冬期間や雨天時に屋内で子どもが安心して遊べる場所がほしい」が59.6%で突出して多く、次いで「子育て世帯への経済的負担を軽減してほしい」が30.7%で続いている。

《就学前児童の保護者》



《小学生の保護者》



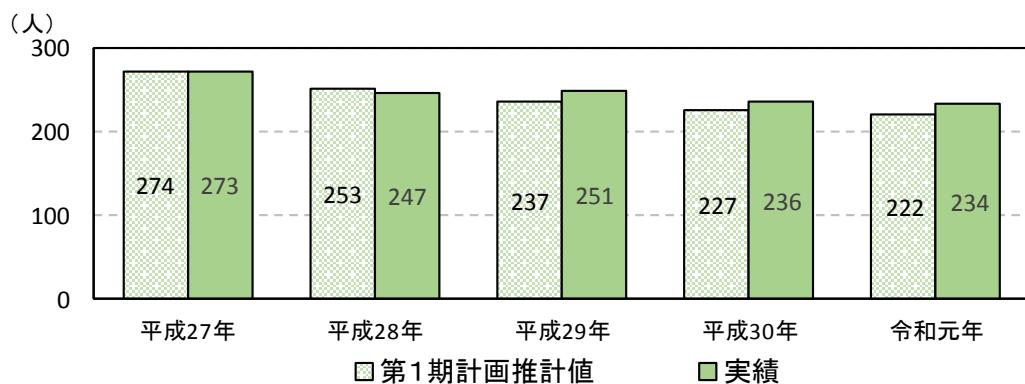
第3章 第1期計画の実施状況

1. 児童数の状況

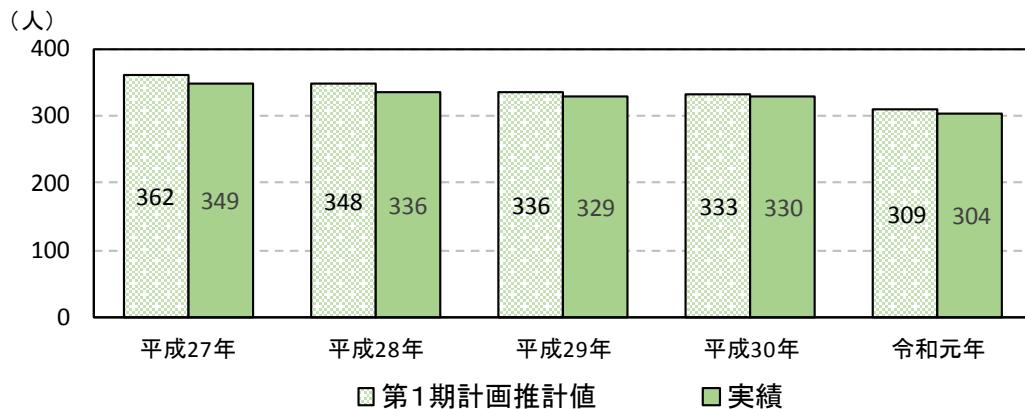
赤平市子ども・子育て支援計画で推計した児童数を実績値と比較すると、就学前児童は平成29年以降、実績が推計値を上回って推移してきました。

一方、小学生児童では各年とも実績が推計値を下回って推移しており、就学前児童との合計でみると、平成29年以降では実績が推計値を上回っています。

■就学前児童数の推移



■小学生児童数の推移



2. 教育・保育事業の状況

(1) 1号認定（3歳以上／教育）

1号認定は赤平幼稚園で受け入れを行っており、計画期間中は量の見込みを下回る実績で推移しました。

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	人	89	77	70	69	69
	確保方策		89	77	70	69	69
	実 績		68	57	50	48	51

(2) 2号認定（3歳以上／保育）

2号認定は文京保育所及び若葉保育所で受け入れを行っており、計画期間中は量の見込みを上回る実績で推移しました。

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	人	67	58	53	52	52
	確保方策		67	58	53	52	52
	実 績		73	73	72	66	65

(3) 3号認定（3歳未満／保育）

3号認定は文京保育所及び若葉保育所で受け入れを行っています。0歳児は量の見込みを下回る実績で推移しましたが、1・2歳は量の見込みを上回る実績で推移しました。

①0歳

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	人	12	11	10	10	9
	確保方策		12	11	10	10	9
	実 績		4	0	7	2	6

②1・2歳

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	人	32	33	31	30	28
	確保方策		32	33	31	30	28
	実 績		38	35	23	39	37

3. 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 利用者支援事業

認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行うものです。

当市では利用者支援事業としては実施せず、各担当課窓口にて子育てに関する相談・助言等に対応しています。

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画（量の見込み）	実施か所	○	○	○	○	○
実績		○	○	○	○	○

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・情報提供・助言その他の援助を行う事業です。

当市では赤平市子育て支援センターで実施しており、各年度とも量の見込みを下回る実績となりました。

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	420	420	403	378	360
	確保方策	420	420	403	378	360
実績		116	189	215	202	—

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦届出時に母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診票及び超音波検査受診票を併せて交付することにより健診に係る費用負担を軽減し、受診率の向上を図っています。

対象者の減少により、平成28年度以外は量の見込みを下回る実績となりました。

【健診回数】

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	488	464	439	414	390
	確保方策	488	464	439	414	390
実績		343	545	334	385	—

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児相談や子育て支援に関する情報提供、養育環境等の把握を行う事業です。

当市では、母子保健法に基づく新生児訪問を兼ねて実施しており、料金はかかりません。

対象者の減少により、平成28年度以外は量の見込みを下回る実績となりました。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	39	36	35	32	31
	確保方策		39	36	35	32	31
	実績		31	47	31	30	—

(5) 養育支援訪問事業・その他要保護児童等の支援に資する事業

養育支援訪問事業～養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

その他要保護児童等の支援に資する事業～要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

国の基準を満たす「養育支援訪問事業」としての実施はありませんが、母子保健法に基づく訪問事業（新生児訪問含む）等を通じて支援が必要であると判断された場合は、保健師を中心となって、日常業務の中で関係機関と連携し養育支援を行っています。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	14	13	13	12	12
	確保方策		14	13	13	12	12
	実績		0	0	0	0	—

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ））です。一時預かりと類似の事業ではありますが、児童養護施設等において実施するなど、児童の一時的な保護という側面が強い事業です。

当市では子育て短期支援事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
	実績		0	0	0	0	—

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

当市では社会福祉協議会内のボランティアセンターに赤平市ファミリー・サポート・センターを設置し、平成29年度から子育て援助活動支援事業を実施しています。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人日	15	15	14	14	13
	低学年		7	7	6	6	5
	高学年		8	8	8	8	8
	確保方策		0	0	0	0	0
	低学年		0	0	0	0	0
	高学年		0	0	0	0	0
	実績		0	0	13	7	—

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的な預かりや必要な保護を行う事業です。

幼稚園型の一時預かり事業は赤平幼稚園の預かり保育として実施しており、量の見込みを上回る実績で推移しました。

①一時預かり事業（幼稚園型）

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人日	1,864	1,613	1,482	1,446	1,446
	確保方策		1,864	1,613	1,482	1,446	1,446
	実績		2,352	2,435	2,010	1,603	—

②一時預かり事業（幼稚園型を除く）

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人日	513	474	444	425	416
	確保方策		513	474	444	425	416
	実績		299	293	120	8	—

※文京保育所で実施

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

当市では文京保育所、若葉保育所で当事業を実施しており、各年度とも量の見込みを上回る実績となりました。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人口	33	31	29	28	27
	確保方策		33	31	29	28	27
	実績		65	65	47	51	—

(10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

当市では病児保育事業を実施しておらず、実績はありませんでした。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人口	247	228	213	204	200
	確保方策		0	0	0	0	0
	実績		0	0	0	0	—

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が労働等により屋間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

当市では市内5か所に設置されている児童館、児童センターで「児童館での留守家庭児童見守り事業」として実施しており、各年度とも量の見込みを大きく上回る実績となりました。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	92	88	85	84	79
	低学年		48	47	42	40	35
	高学年		44	41	43	44	44
	確保方策		92	88	85	84	79
	低学年		48	47	42	40	35
	高学年		44	41	43	44	44
実績	実績		129	126	143	166	177
	低学年		59	59	74	99	96
	高学年		70	67	69	67	81

第4章 計画の基本的な考え方

1. 子ども・子育てビジョン（基本理念）

全国的な人口減少・少子高齢化が進行する中、当市における児童人口の減少は、国や北海道よりも早いペースで進んでいます。計画策定に伴い実施をした人口推計では、令和5年以降に6歳未満の就学前児童数が200名を切るという厳しい状況となっています。

また、残念ながら当市で出生した子どもの多くが、就学、進学、就職などを契機に市外へ転出しています。子ども・子育て支援サービスが物足りない、進学先がない、都市部に比べ就職先が少ない、ニーズに見合った住宅がないなど、理由は様々であると考えられます。

こうした中、当市には、このままではまちの存続すら危ぶまれる事態にあるという危機感を持って、スピード感のある少子化対策、子ども・子育て支援施策を展開することが求められています。

以上を踏まえ、当市における子ども・子育て支援の考え方を明らかにし、市全体で取り組む上で の合言葉として、次のとおり計画の基本理念を設定します。

基本理念

輝く親子を みんなで応援する

生み・育て・住み続けたいまち あかびら

赤平にいたら（赤平にいても）

子育てしやすい・学べる・色々な体験ができる

赤平で 暮らしたい・住み続けたい

働きたい・帰ってきたい



人口減少対策の推進（転出抑制・出生数の確保など）

少子化対策の推進

子どもが健やかに成長することができる赤平市

働く場所
の確保
(産業振興)

基本目標の設定

- 1 安心して子どもを生み育てられる環境づくり
- 2 親と子が健やかに暮らせるための支援の充実
- 3 親子の育ちを応援する学びや体験の場の提供
- 4 支援が必要な親子を優しく包む施策の実施
- 5 親子を見守る安心で快適なまちづくり

住みたい
(住み続けたい)
と思える
住環境整備

【各施策の実施・推進】

国や道の施策（制度）と連携した実施（財源確保含む）

※次の世代へ過度な負担を残さない適正な事業規模の維持

2. 計画の基本目標

基本理念の実現を目指して取り組む事業の推進にあたり、5つの基本目標を定めます。

基本目標1 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

健康に対する意識が高まる傾向に反して、子どもや若年層の食生活・生活習慣の乱れが指摘されています。人の成長過程において、成長パターンや健康の形は多様で個人差がありますが、生命と健康は自分だけのものではなく、家族や次の世代の暮らしに密接な関連があることを十分啓発し、親子の心身の成長、健康の確保・増進ができるよう、母子保健活動、健康づくり活動を推進します。

基本目標2 親と子が健やかに暮らせるための支援の充実

身近な地域で、親はゆったりとした気持ちで子どもに接し、子どもが親の優しい手の中ですくすくと育つことを目標に、教育・保育などの親子の育ちを支援するためのサービスを始め、地域のネットワークの中での子育て支援活動の充実を図ります。

また、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るために、国・道の動向を踏まえ、各種手当や助成制度の充実を図るとともに、適切な利用を促進します。

基本目標3 親子の育ちを応援する学びや体験の場の提供

子どもを持ち子育てすることにより、親としての自覚と子どもの成長に応じた育てる力を高めることは、親の人間的な成長を助長するものもあります。地域が親の育ちを支援し、子どもと子育て家庭を知ることも大切なことです。

また、子どもが人として成長する過程にあって、学ぶ機会を充実させたり様々な体験を積ませてあげたりすることは、我々大人に課せられた責務でもあります。「赤平にいても、しっかりと学べるとともに様々な体験を積むことができる」をモットーに、学校教育、健全育成活動や生涯にわたる学習・体験活動の充実を図ります。

基本目標4 支援が必要な親子を優しく包む施策の実施

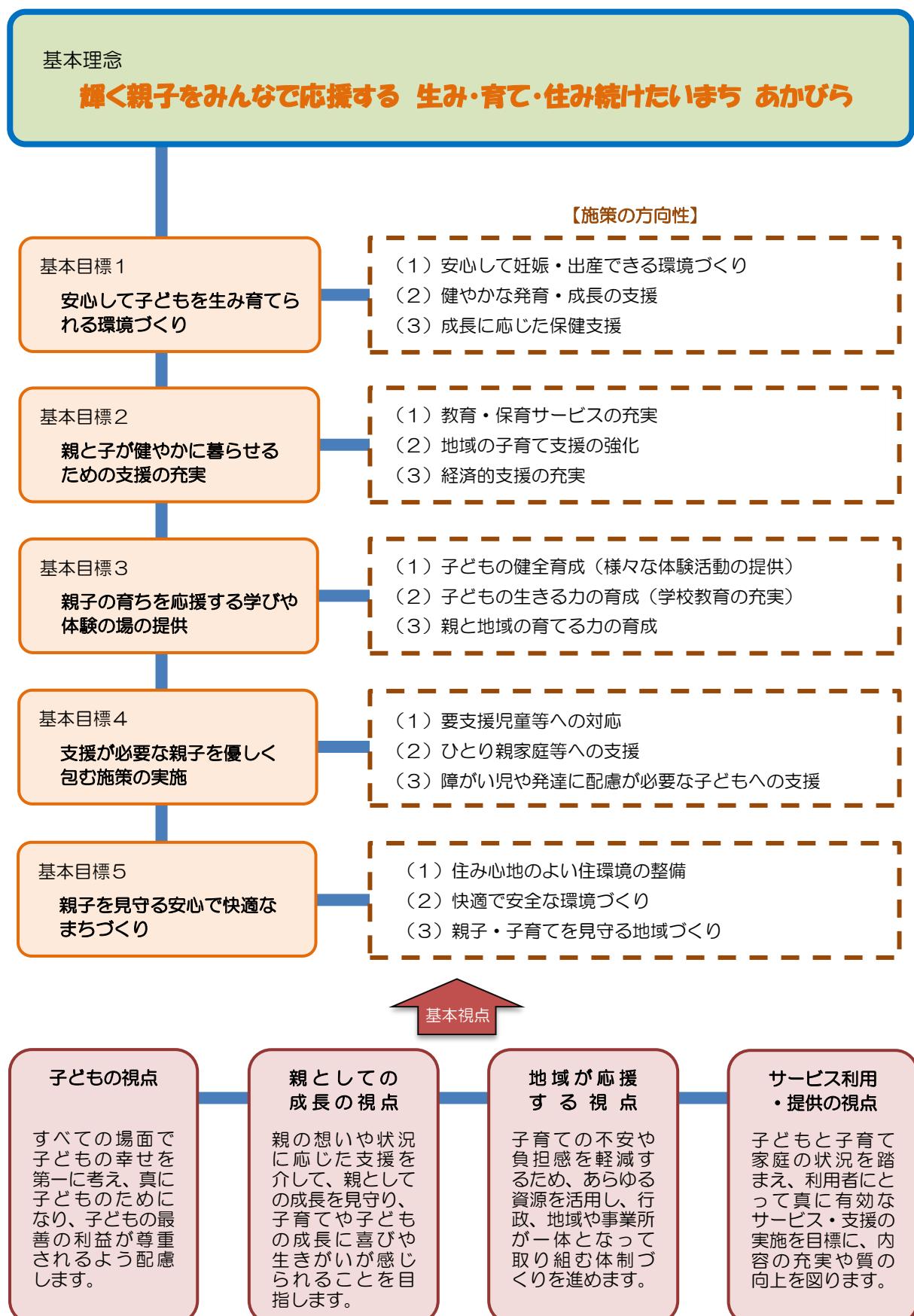
社会経済状況が複雑化し、子どもを取り巻く環境にも影響を及ぼしています。子どもにとって心身や家庭の問題は、その後の長い人生にも大きな影響を及ぼす重大な問題です。子どもたちが健やかに暮らし成長できるよう、支援が必要な子どもに対しては、できるだけ早い時期から支援を行うとともに、幼稚園・保育所・子育て支援センターから小学校を経て中学校へと支援の継続性が保てるよう、これまで以上に府内及び関係機関が連携して様々な問題への対応力を高めて、きめ細かく適切な対応に努めます。

基本目標5 親子を見守る安心で快適なまちづくり

親子の育ちの支援は、それぞれ日々の暮らしの場面に密着していなければ、その意義が薄らいでしまいます。生活面では、子どもと子育て家庭が安心して快適に生活できることが基礎条件であることから、生活環境の向上を目指します。

あわせて、子どもが人としての尊厳を保持できること、家庭生活と仕事との調和も含めた雇用環境の向上など、子どもの育ちを応援する地域づくりに向けた啓発に努めます。

3. 施策の体系



第5章 施策の展開

基本目標1 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

(1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり

子どもとのこれから的生活に希望を持ち安心して妊娠・出産を迎えるように、母子手帳交付をきっかけに、情報提供、健診の受診奨励を促進します。また、希望等に応じて個別に訪問し、妊娠期の不安の軽減、出産準備の支援、相談等に対応し、妊娠期の健康管理を支援します。

取組	取組内容	担当課 実施主体
妊婦相談支援	妊婦が心身ともに健康に過ごすことができるよう、保健師が中心となって関係機関とも連携しながら、状況に応じた支援を行います。また、引き続き相談・情報提供がしやすい関係づくりに努めるとともに、必要に応じ適切な相談支援ができるよう努めます。	介護健康推進課
妊婦健康診査	母子手帳交付時に「妊婦一般健康診査受診票」を妊娠届出時の週数に応じて最大14枚（国の基準どおり）、「超音波検査受診票」を最大6枚（国の基準4回に上乗せ）発行し、受診率の向上を図ります。また、受診率向上のための普及・啓発活動を進めるとともに、受診結果に応じた相談支援につなげられるよう努めます。	介護健康推進課
不妊治療費助成	夫婦のいずれかが1年以上赤平市に住民登録を有する方で、妊娠を強く望みながらも不妊に悩む夫婦に対し、その治療にかかる費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	介護健康推進課

(2) 健やかな発育・成長の支援

健診は子どもの発育・成長の把握に加え、子どもと家族の生活習慣を把握したり、育児などの相談や健康支援のきっかけにもなったりする重要な機会です。これを踏まえ、各種健診と相談・健康支援を連携して実施し、子どもの健やかな発育と成長を促します。

取組	取組内容	担当課 実施主体
新生児訪問	新生児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、母子の健康相談、保健指導、育児に関する相談や予防接種、健診などの保健サービスを始めとした子育て支援に関する情報提供等を行います。また、可能な限り、育児不安が高まる時期である生後1か月以内に訪問するこ	介護健康推進課

取組	取組内容	担当課 実施主体
	<p>とを目指します。</p> <p>支援が必要なケースについては早期に関係機関と協働し、適切な支援につなげていきます。</p>	
乳幼児健診・相談	<p>「乳幼児健診」、「乳幼児健康相談」を3～4か月児から5歳児までを対象に実施します（4か月児相談、7か月児相談、10か月児相談、14か月児相談、1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児相談）。</p> <p>乳児期から就学まで切れ目のない子どもの健康相談・発達支援について、関係機関と連携し対応していきます。</p> <p>言語指導などの療育については、医療機関や市外の児童発達支援事業所などの関係機関、子育て支援センターや幼稚園・保育所とともに支援を行っていきます。また、身近な場所での相談・指導体制の充実に向け、検討を進めます。</p>	介護健康推進課
歯科相談・栄養相談	<p>4か月児相談から管理栄養士による「個別栄養相談」、10か月児相談から歯科衛生士による「個別歯科相談」を行い、相談・健診での指導と、必要者への個別指導を継続します。</p> <p>1歳6か月児健診終了後に「フッ化物塗布」を実施します。また、「フッ化物塗布」は年少児まで無料で実施し、その機会に歯科衛生士による「ブラッシング指導」、管理栄養士による「栄養相談」も行います。</p> <p>歯科衛生士が幼稚園・保育所を定期的に訪問して「はみがき教室」を実施し、「歯科指導」を行っています。</p> <p>幼稚園・保育所で、4・5歳児を対象に「フッ化物洗口」を実施します。また、小・中学校での「フッ化物洗口」も実施します。</p> <p>集団生活での「フッ化物洗口」の実施は、すべての子どもに等しく虫歯予防を促すことができる有効な機会であるととらえ、今後も継続して実施します。</p>	社会福祉課 介護健康推進課 学校教育課
赤ちゃん教室ぶくぶく（離乳食教室など）	乳児とその親を対象に離乳食や子育て、保護者の健康づくりに関する講座や、仲間づくりの場の提供等を行います。	介護健康推進課
予防接種	接種率向上と子育て世帯の負担軽減のため、定期的予防接種は無料を継続し、小児インフルエンザ予防は接種1回につき2,000円を助成します。	介護健康推進課

取組	取組内容	担当課 実施主体
	感染症の発症及び重症化の予防に効果的であることを啓発し、接種率の向上に努めます。	
子ども・子育て家庭への保健活動	赤平市介護健康推進課の保健師・栄養士・歯科衛生士による相談・養育支援などを行います。	介護健康推進課
子育ての総合相談窓口の設置	子育てに関する総合相談窓口の設置に向けた検討を行い、妊娠・出産期から子育て期にわたる、切れ目ない支援を目指します。	社会福祉課 介護健康推進課

(3) 成長に応じた保健支援

それぞれの成長過程で生命の大切さと母性・父性を伝えるとともに、食育の推進なども含めた健康支援に努めます。また、学校と市が連携し、思春期などの子どもの成長過程に応じた保健指導の充実に努め、子どもの心の成長を支援します。

取組	取組内容	担当課 実施主体
食育の推進	<p>食生活改善推進員のご協力をいただき、「児童館でのお菓子づくり」などの行事を開催します。</p> <p>農家の方々にご協力をいただき、保育所・幼稚園・小学校での「農作業体験」を実施しているほか、子どもたちに幼稚園・保育所での「田植え・稻刈り」や「畑づくり体験」をしてもらい、収穫された米や野菜を給食に活用するなどの機会を提供します。</p> <p>学校給食では栄養教諭による食育の指導を行うほか、農業団体のご協力もいただきながら、地元食材及び道産食材の積極的な使用を進めています。</p> <p>子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付け、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を身に付けられるよう、食育事業の更なる充実に努めます。</p>	社会福祉課 介護健康推進課 農政課 学校教育課
思春期保健対策	学校の保健の中で、アルコール・たばこに関する教育、性教育、薬物乱用防止教育に取り組みます。	学校教育課 介護健康推進課

基本目標2 親と子が健やかに暮らせるための支援の充実

(1) 教育・保育サービスの充実

家庭以外の就学前児童の教育・保育の場として、幼稚園・保育所の重要性が高まっています。通常の教育・保育を中心に、子育て家庭の状況・ニーズに対応した一時預かりも実施中です。当市における児童数の減少が進んでいるものの、保護者の就労状況の変化等もあって、幼稚園・保育所の利用者数はほぼ横ばいです。今後も利用者のニーズに沿った、教育・保育サービスの更なる質の向上を目指します。

取組	取組内容	担当課 実施主体
市立赤平幼稚園	教育内容の充実を図るとともに、預かり保育を継続して実施します。 障がい児を受け入れる体制の充実を図ります。	学校教育課
赤平幼稚園預かり保育	在園児を対象とした一時預かり事業（幼稚園型）を今後も継続して実施します。引き続き国の助成を受けられる事業であることから、ニーズに見合った人員体制確保を図ります。	学校教育課
市立保育所（通常保育）	低年齢児の利用ニーズが高まっていることから、ニーズにあった保育サービスの提供体制の確保に努めます。 障がい児を受け入れる体制の充実を図ります。	社会福祉課
一時保育	文京保育所での一時保育を一時預かり事業として実施します。引き続き国の助成を受けられる事業であることから、ニーズに見合った人員体制確保を図ります。	社会福祉課
時間外保育（延長保育）	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の保育を実施します。市立保育所で、保育所の開所日に実施し、18時から18時30分まで100円、18時30分を超えて19時まで、更に100円の延長保育利用料を徴収します。 時間外保育時間の拡充については、保育士の確保と利用者数の推移をみながら検討していきます。	社会福祉課
放課後児童健全育成事業（学童保育）の検討	「放課後児童健全育成事業」として、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことのできる居場所づくりや、多様な体験・活動ができるよう、令和4年度に統合される小学校内に学童保育室を創設します。これに併せて、「児童館・児童センター」の適正配置について検討していきます。	社会福祉課

取組	取組内容	担当課 実施主体
教育・保育施設のあり方の検討	当市における子ども・子育て支援（幼児教育・保育）の確保・充実を図るため、教育・保育施設について定期的な見直しを行うとともに、子どもの数やその他社会情勢を踏まえ、今後のあり方について検討します。	社会福祉課 学校教育課

（2）地域の子育て支援の強化

就学前の子どもが集まる、育児・発達相談、遊び、保護者同士の交流の場などとして、子育て支援センターを1か所設置しています。今後も子育て支援センターを中心に、保育所・幼稚園等が地域の子育て支援の拠点となった活動を進めます。また、多様化する子ども・子育て支援へのニーズを踏まえ、子ども・子育て支援の制度や各種サービスについての相談体制や情報提供方法の充実を図り、きめ細やかな利用者支援の実施に努めます。

取組	取組内容	担当課 実施主体
子育て支援センター	現行のまま1か所開設し、専門性のスキルアップを図りながら、地域子育て支援拠点事業を展開します。（親子交流・育児相談・情報提供など）	社会福祉課
赤平幼稚園子育て広場	地域の子育て支援の場として、継続して実施します。	学校教育課
情報提供・相談支援	市の広報紙やホームページ、子育てガイドブックの配布などにより情報提供の充実を図るとともに、各種サービスの担当課が連携し、子育てをあらゆる分野から支援していきます。	社会福祉課
あかびら子育てポータルサイトの充実	市民への子育てに関する情報提供や市や関係機関の子ども・子育て支援サービスの紹介を行う「あかびら子育てポータルサイト」について、アクセスのしやすさなど充実を図ります。	社会福祉課
子育てガイドブック	市の子ども・子育て支援サービスの紹介を始め、子育て全般に関するマニュアル（手助け）にもなる内容のガイドブックを作成し、妊娠届出時や転入時などの無償配布を継続します。	社会福祉課

(3) 経済的支援の充実

子育て家庭の子育てにかかる経済的な負担の軽減を図るため、国・道の動向を踏まえ、各種手当や制度が適切に利用されるように対応します。また、アンケート調査での「赤平市の子育て支援について特に期待すること」で、就学前児童のいる世帯の「子育て世帯への経済的負担を軽減してほしい」が32.0%（3位）、「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」が16.0%（7位）、小学生のいる世帯の「子育て世帯への経済的負担を軽減してほしい」が30.7%（2位）と高順位になっていることから、こうしたニーズに応えるための市独自の支援策を充実し、これらのPRも進めながら、当市における少子化対策、移住・定住促進を図ります。

取組	取組内容	担当課 実施主体
子ども医療費助成	市の単独事業として北海道の助成に上乗せする形で、高校生以下の医療費無料化を継続します。	社会福祉課
教育・体育施設の利用料無料化	東公民館、交流センターみらい、総合体育館、市営テニスコート、市民プール、虹ヶ丘球場、パークゴルフ場、炭鉱遺産ガイダンス施設の、中学生以下（指導者含む）の利用料を無料にします。	社会教育課
保育料の軽減	幼稚園を利用する子どもについて保育料を無償としています。 保育所では、3歳以上（3歳になって最初の4月1日を過ぎた児童）及び3歳未満の住民税非課税世帯の子どもの保育料を無償化します。 また、第2子以降無料による多子世帯軽減、無償化した児童の副食費の减免などにより、利用者負担の軽減を図ります。	社会福祉課 学校教育課
学校給食費の軽減	子育て世帯への経済的支援を幅広い年代で実施するため値上げを回避し、保護者負担の軽減を図ります。	学校教育課
紙おむつ用ゴミ袋の無料交付	2歳未満児を対象に、赤平市指定ごみ袋（燃やせるごみ20リットル）を子ども1人につき1か月当たり10枚無料交付し、保護者負担の軽減を図ります。	社会福祉課
チャイルドシートの貸出し	ボランティアセンターで行うチャイルドシートの貸出しについて、周知を図ります。	社会福祉協議会
児童手当	国の制度に則り、児童を育てる保護者に対し、児童1人当たり月額5,000円～15,000円を支給します。	社会福祉課
日本スポーツ振興センター災害共済給付金掛金無料化	小・中学校、幼稚園・保育所でのケガ等に対し、治療費や見舞金の給付を受けることができる「日本スポーツ振興センター災害共済給付契約」について、中学生以下の医療費無料化とあわせて、共済掛金の保護者負担を市で負担します。	社会福祉課 学校教育課

取組	取組内容	担当課 実施主体
児童生徒への就学援助・奨学金・遺児就学手当	経済的理由により、小・中学生の学用品や給食費などの負担が困難な家庭に対し、就学費用を援助します。学資等負担が困難な方に、高等学校・専門学校・短期大学・大学等の学資を貸付します。赤平市に居住し義務教育就学中の遺児を養育している方に、小学生は月額1,000円、中学生は月額2,000円を支給します。	学校教育課
小学校でのスキー授業への助成拡大	学校で必須としている授業の経費については設置者が負担するべきという観点と、子育て世帯への負担軽減を図る目的から、リフト料金とバス借上料の保護者負担を年3回分まで全額助成します。	学校教育課
中学校部活動大会派遣補助	中学生の部活動大会の旅費（大会参加料・交通費・宿泊料の実費等）を助成します。	学校教育課
中学生の通学費助成	指定区域に居住し、路線バスを利用して通学している中学生の定期券や回数券を無償で交付します。	学校教育課
高等学校通学費等支援事業	保護者の経済負担の軽減及び当該生徒の健全な育成を図ることを目的として、高校等に在学している生徒の通学費等の一部を助成するために支援金を交付します。	学校教育課
母子家庭等自立支援給付金	国の基準に基づき、母子家庭等自立支援給付金の給付を継続します。「母子・父子自立支援員」の相談支援活動を中心に制度の啓発に努め、利用促進を図ります。	社会福祉課
児童扶養手当	「母子・父子自立支援員」の相談支援活動を中心に申請の斡旋に努め、関係課とも連携しながら、児童扶養手当の対象となるひとり親家庭の的確な状況把握に努めます。	社会福祉課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭への経済的支援及び健康増進を進めるため、ひとり親家庭の保護者と子どもの医療費の助成を継続します。	社会福祉課
児童発達支援事業等の自己負担無料化	「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」における自己負担分（現行、市町村民税非課税世帯は無料、市町村民税課税世帯でサービス費用の1割）を無料とします。	社会福祉課

取組	取組内容	担当課 実施主体
在宅障がい児交通費助成	在宅の障がい児や発達に配慮が必要な子どもが、療育訓練のため市外の児童発達支援事業所等や医療機関（子ども総合医療・療育センター、旭川肢体不自由児総合療育センター）に通所する際の交通費を助成します。	社会福祉課
特別児童扶養手当	北海道が実施する「特別児童扶養手当」の支給対象となる家庭の的確な状況把握と申請の斡旋に努めます。	社会福祉課
障がい児への医療費助成（重度医療・育成医療等）	「重度心身障害者医療給付事業（身体障害者手帳1・2級、3級の一部、療育手帳Aの交付を受けた者等）」、「育成医療事業（18歳未満が対象）」等により、障がい児の医療費を助成します。高校生以下については、市が独自に自己負担無料としています。	社会福祉課
ひとり親家庭家賃助成事業	ひとり親家庭への経済的支援及び健康増進を進めるため、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭で、民間賃貸住宅に居住している方への、まごころ商品券の支給を継続します。	社会福祉課
ひとり親家庭入学支度金等助成事業	ひとり親家庭への経済的支援及び健康増進を進めるため、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭で、小学校・中学校・高等学校入学時に、入学支度金としての、まごころ商品券の支給を継続します。	社会福祉課

基本目標3 親子の育ちを応援する学びや体験の場の提供

(1) 子どもの健全育成（様々な体験活動の提供）

「児童館・児童センター」、各種教室、体験活動などの充実を図り、赤平に住む子どもの豊かな感性を育て、様々な体験や人とのふれあいにより人間的な成長ができるように促します。

また、子どもたちが自ら考え方行動ができるよう、事業にあたっては出来るだけ子どもたちの意見をとりいれられるような仕組みづくりについて検討します。

取組	取組内容	担当課 実施主体
児童館・児童センター	小学校の統合や来館者の減少などの諸事情を踏まえ、「児童館・児童センター」の統合も含め、適切な配置についての検討を進めます。	社会福祉課
児童館での留守家庭児童見守り事業	日中、保護者が仕事などで家庭にいない小学生の居場所として実施します。 「児童館・児童センター」のあり方の検討とあわせ、利用者のニーズに応える開館時間の変更も含めた「放課後児童健全育成事業」の単独実施についても検討を進めます。	社会福祉課
放課後子ども総合プランの推進	国はすべての子どもたちに対して、学校の余裕教室や体育館、公民館等を活用し、放課後等に学習支援や体験活動、交流活動などを実施する「放課後子供教室」、保育を必要とする小学生を預かる「放課後児童健全育成事業」の一体的な実施を進めています。 当市においても、設置を予定している学童保育室において、「放課後児童健全育成事業」として、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことのできる居場所づくりを図るほか、多様な体験・活動ができるよう実施内容について検討していきます。	社会福祉課 学校教育課
青少年健全育成事業	青少年の健全育成並びに各地区交流を推進するため、「夏季・冬季スポーツ大会」や「子どもかるた大会」「あかびら子どもまつり」を開催します。 各地区の青少年リーダーの養成と体験学習の促進を図るため、小学校4年生以上を対象に「ふるさと少年教室」を開講します。	社会教育課
夏休み！いろいろ探検隊	東公民館子ども体験事業として小学生を対象に、3日間で料理づくりや施設見学などを行う講座を実施します。	社会教育課

取組	取組内容	担当課 実施主体
スポーツ教室	子どもたちの体力向上や健全な発育に寄与するスポーツ教室などを開催します。また、赤平市と連携協定を締結した北翔大学のご協力をいただく行事については、継続的な開催を目指しての協議を進めます。	社会教育課
子どもが参加できる各種行事	「東公民館・まちなか公民館講座」などで子どもが参加できる事業を実施するほか、「市民スマイルウォーキング」など、親子でも参加できる行事を開催します。市民団体による行事の実施については、団体との連携を図りながら、市からの情報発信に努めます。	介護健康推進課 社会教育課
各種図書事業(ブックスタート・家読等)	「子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの身近なところに本がある環境を整え、本に親しむ機会や読書に関する情報を提供します。 また、乳幼児期から絵本に親しんでもらうきっかけづくりを行う「ブックスタート事業」や子どもの読書習慣の定着に向けた「家読(うちどく)」への支援など、乳幼児期からの読書活動の推進を促す事業に取り組みます。	社会教育課
社会教育・体育施設の充実(中学生以下の利用料無料化)	計画的な設備の改修や備品の更新により、子どもたちが利用しやすく親しみやすい施設の運営に努めます。 保護者の負担軽減を図り、子どもたちや指導者が気兼ねなく文化・体育活動に取り組めるよう、「中学生以下の利用料無料化」を継続します。	社会教育課

(2) 子どもの生きる力の育成（学校教育の充実）

心身の成長と子どもの学びを支援するため、教育環境の充実を目指すとともに、多様な体験の機会を拡充します。また、適正な児童生徒数を確保するため学校統合を進めてきましたが、環境の変化により子どもたちの不安が広がることのないよう、適切な配慮や対応に努めます。児童生徒数の減少が避けられない中、今後も学校統合は進めなければなりませんが、児童生徒に望ましい教育環境の確保を最優先に考え、計画的な適正配置の推進を目指します。

取組	取組内容	担当課 実施主体
小学校の統合、適正配置の推進	<p>小学校は、令和4年度の統合に向けた準備を進めます。</p> <p>統合にあたっては、子どもたちにとっての教育環境の充実を第一に考えながら、地域に開かれた学校づくりや避難所機能の充実も目指します。また、統合による環境の変化が児童の不登校や学力の低下などを招くことがないよう、安心・安全な通学体制の確保や支援が必要となる児童生徒へのきめ細やかな対応に努めます。</p>	学校教育課
学ぶ環境づくりの推進	今後も計画的な施設整備や安全点検、教材備品等の更新を進めるほか、新しい時代に対応したICT環境の充実を段階的に進めていきます。	学校教育課
学力向上に向けた取組	学力テストを継続的に実施するとともに、「学力向上ロードマップ」に基づく各種施策の実施、保護者への周知等を積極的に進め、子どもたちの学力向上を図ります。	学校教育課
小学校でのスクール授業への助成拡大（再掲）	学校で必須としている授業の経費については設置者が負担するべきという観点と、子育て世帯への負担軽減を図る目的から、リフト料金とバス借上料の保護者負担を年3回分まで全額助成します。	学校教育課
中学校部活動大会派遣補助（再掲）	中学生の部活動大会の旅費（大会参加料・交通費・宿泊料の実費等）を助成します。	学校教育課
中学生の通学費助成（再掲）	指定区域に居住し、路線バスを利用して通学している中学生の定期券や回数券を無償で交付します。	学校教育課
まちづくり出前講座の活用	市や消費者協会、ボランティアセンター、あかびら丘塾、薬剤師会などの各団体が講師となって、様々なテーマの講座を行います。内容の充実に向け、隨時見直しを行っています。また、小・中学校などでの活用が図られるようなメニューづくりを目指します。	社会教育課

取組	取組内容	担当課 実施主体
外国語指導助手(ALT)派遣	外国人の英語指導助手を任用し、小・中学校をはじめ、幼稚園にも派遣することで外国語教育の向上を図っています。	学校教育課
いじめ防止対策の徹底	いじめ防止対策を徹底するため、学校、保護者、地域、行政が一体となった取組を進めます。 「いじめアンケート」、「赤平市子ども会議」は、いじめ防止に有効な取組であることから、継続して実施します。	学校教育課
不登校等の課題を抱える子どもの支援	学校生活で課題を抱える子どもを支援するため、不登校児童生徒を受け入れる適応指導教室や専門職による相談体制を整備します。	学校教育課 社会教育課

(3) 親と地域の育てる力の育成

親として愛情と自信を持って子どもに接することができるよう、子どもや家庭に関する学習の機会として、家庭学級と親子での体験活動などの内容的な充実に努め、参加を促進します。また、地域が子どもに関わり、地域の子どもへの理解力・育てる力を育成することを目指し、育成会などの地域の活動を支援しつつその他関係団体に働きかけ、地域の参加と協力を促進します。

取組	取組内容	担当課 実施主体
子育て講演会	PTA連合会が補助金等を活用し、子どもや家庭について学ぶ講演会を開催します。	学校教育課 社会教育課
地域育成会への支援	「赤平市青少年育成連絡協議会」を組織し、子ども会や育成会の活動を支援します。 地域性を踏まえながら、市全体で連携の取れた組織づくりを支援していきます。 地域での先進的な事例を把握し、各地域での均一的な取組となるよう積極的に働きかけます。	社会教育課
高齢者との交流活動	老人クラブと児童館に通う子どもとの交流行事や、保育所・支援センターに通う子どもが、老人ホームやミニデイサービスへ訪問することで、高齢者とのつながりを築く取組になるよう働きかけます。	社会福祉課
コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)	学校と保護者・地域住民が一体となって、学校の目指すべき方向性を共有し、地域とともに学校づくりの実現に向け、学校を支援する取組の具体化を図ります。	学校教育課 社会教育課

基本目標4 支援が必要な親子を優しく包む施策の実施

(1) 要支援児童等への対応

児童虐待や経済問題、家族関係など、子どもの養育や家庭生活に関する相談に対応し、困難を抱える家族への対応・支援の充実を図ります。このため、「赤平市要保護児童対策地域協議会」での予防・対応策を強化します。また、関係課間の連携も重要であり、各窓口での連絡・調整を図りながら、適切に対応できるように努めます。

取組	取組内容	担当課 実施主体
児童家庭相談	関係課が連携し、困難を抱える児童家庭への適切な支援を進めます。 児童家庭相談業務担当係の体制改善（担当者の複数配置、家庭児童相談室の設置など）に向けた検討を進めます。	社会福祉課
赤平市要保護児童対策地域協議会	様々な関係機関との連携強化や研修への積極的な参加等により、担当職員及び関係機関の専門性強化を図りながら、保護や支援が必要な児童や家庭に最善な対応策が講じられるよう、当協議会の積極的な活用による連絡・調整を図ります。	社会福祉課
児童相談所との連携（巡回児童相談）	「児童相談所」との連携を図ります。	社会福祉課
児童虐待防止対策の徹底	児童虐待防止のための相談支援の充実、要保護児童対策地域協議会の活用、児童相談所、警察署などとの連携を強めます。 児童虐待防止の機運を高めるため、国が進める「オレンジリボン運動」、「児童虐待防止推進月間」における普及・啓発活動に取り組みます。また、児童虐待に対し適切な措置を探ることができるよう、市職員等の研修機会の充実に努めます。	社会福祉課
児童虐待に関する一元的な相談窓口の設置	児童虐待に関する実情の把握や社会資源の情報提供を行うほか、相談等への対応を行い、子ども家庭総合支援拠点としての機能を提供します。また、子育てに関する総合相談窓口の設置に向けた検討を行います。	社会福祉課
子どもの貧困対策	経済的な困窮や保護者の育児能力の欠如等を理由にした子どもの貧困に対し、学校や幼稚園、保育所、保健師、青少年センター指導員等の関係機関との情報交換・情報の共有を行い、不安の兆候が見られる子どもの情報を集約して、指導や適切な社会資源への結びつけを行う支援をきめ細かく行います。	社会福祉課

(2) ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭の増加に対応し、母子家庭などひとり親家庭の自立支援を推進するため、「母子・父子自立支援員」が中心となって、今後も相談支援活動と各種制度の適正な利用を促進します。

取組	取組内容	担当課 実施主体
母子・父子自立支援員による相談支援	ひとり親家庭の実情を的確に把握し、早期の自立が図られるような情報提供や指導、求職活動に関する支援など、総合的な相談業務を行います。また、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。	社会福祉課
母子家庭等自立支援給付金 (再掲)	国の基準に基づき、母子家庭等自立支援給付金の給付を継続します。「母子・父子自立支援員」の相談支援活動を中心に制度の啓発に努め、利用促進を図ります。	社会福祉課
児童扶養手当 (再掲)	「母子・父子自立支援員」の相談支援活動を中心に申請の斡旋に努め、関係課とも連携しながら、児童扶養手当の対象となるひとり親家庭の的確な状況把握に努めます。	社会福祉課
ひとり親家庭等医療費助成 (再掲)	ひとり親家庭への経済的支援及び健康増進を進めるため、ひとり親家庭の保護者と子どもの医療費を助成します。	社会福祉課
母子寡婦団体の活動支援	母子寡婦福祉の推進に寄与する母子寡婦団体の活動を支援します。	社会福祉課
ひとり親家庭家賃助成事業 (再掲)	ひとり親家庭への経済的支援及び健康増進を進めるため、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭で、民間賃貸住宅に居住している方への、まごころ商品券の支給を継続します。	社会福祉課
ひとり親家庭入学支度金等助成事業 (再掲)	ひとり親家庭への経済的支援及び健康増進を進めるため、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭で、小学校・中学校・高等学校入学時に、入学支度金としての、まごころ商品券の支給を継続します。	社会福祉課

(3) 障がい児や発達に配慮が必要な子どもへの支援

子どもが将来的に自立し社会参加するための力を培うため、教育・保育等に携わる者の専門性の向上や関係機関との連携で、各施策を総合的に推進します。あわせて、保護者への情報提供を行い事業利用の円滑化を図ります。また、発達に支援を必要とする子どもの割合は増加していることから、関係課が連携して各種施策の有効活用を進めるとともに、療育体制の充実に向けた検討を進めます。

取組	取組内容	担当課 実施主体
通級指導教室「きらり」の運営	ことばやコミュニケーションなどに課題がある小学生に対して、授業中や放課後に、個々の課題に応じた特別な指導を行います。	学校教育課
子育て支援センター「ひだまりルーム」	発達に心配のある子どもと親を対象に、専門機関・保育所・幼稚園・保健師等と連携しながら、支援員が個別支援を実施し、発達・成長を促す支援を行います。また、就学後も切れ目のない支援が継続できるよう、小学校や通級指導教室との連携を図ります。	社会福祉課
専門職員派遣による療育支援・相談	北海道光生会美唄学園・道立旭川肢体不自由児総合療育センター等の専門機関から、心理士・言語聴覚士・作業療法士等の派遣を受け、発達検査・相談・訓練を実施します。また、保育所・幼稚園・学校等への支援相談を実施します。	社会福祉課
児童発達支援事業等(障がい福祉サービス)の活用	子どもの発達支援に有効な児童発達支援・放課後等デイサービス事業等、あわせて、「障害者総合支援法」等に基づく障がい福祉サービスの活用を図ります。また、各事業所での適切な支援の実施と、家庭や学校、幼稚園・保育所などとの一体的な支援が行われるよう、それぞれの連携を図るための情報交換に努めます。	社会福祉課
児童発達支援事業等の自己負担無料化(再掲)	「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」における自己負担分(現行、市町村民税非課税世帯は無料、市町村民税課税世帯でサービス費用の1割)を無料とします。	社会福祉課
在宅障がい児交通費助成(再掲)	在宅の障がい児や発達に配慮が必要な子どもが、療育訓練のため市外の児童発達支援事業所等や医療機関(子ども総合医療・療育センター、旭川肢体不自由児総合療育センター)に通所する際の交通費を助成します。	社会福祉課

取組	取組内容	担当課 実施主体
特別児童扶養手当 (再掲)	北海道が実施する「特別児童扶養手当」の支給対象となる家庭の的確な状況把握と申請の斡旋に努めます。	社会福祉課
障がい児への医療費助成(重度医療・育成医療等) (再掲)	「重度心身障害者医療給付事業(身体障害者手帳1・2級、3級の一部、療育手帳Aの交付を受けた者等)」、「育成医療事業(18歳未満が対象)」等により、障がい児の医療費を助成します。高校生以下については、市が独自に自己負担無料としています。	社会福祉課
特別支援教育の推進	<p>各小・中学校では「特別支援教育コーディネーター」を指名し学校内での連携を図るとともに、学校、保護者、関係機関による協力体制の構築を図ります。また、児童生徒の特性にあわせ「個別の支援計画」を策定し、適切な支援となるよう努めます。</p> <p>各小・中学校に市で任用する「支援員」の配置を行い、児童生徒へのきめ細やかな対応に努めます。</p> <p>「特別支援教育連携協議会」で、学校や関係機関との連携強化や特別支援教育の推進に向けた体制整備についての検討・協議を行います。</p> <p>北海道立特別支援教育相談センターからの専門職員派遣を受け、学校などで相談を受けることができる「巡回教育相談」を実施します。</p>	学校教育課
特別支援学校就学資金・特別支援教育就学奨励費	特別支援学校や特別支援学級に在籍している子どもの保護者に、就学費用を援助します。	学校教育課

基本目標5 親子を見守る安心で快適なまちづくり

(1) 住み心地のよい住環境の整備

子育て世帯への経済的支援などがどれだけ充実していても、そこに住むことができなければ、人口減少・少子化対策は完了できません。このため、他の子ども・子育て支援施策と連携した、子ども・子育て世帯が安心して快適に暮らし続けることができる住環境整備を目指します。

取組	取組内容	担当課 実施主体
公営住宅の整備	老朽化した公営住宅の計画的な整備を推進するため、「住生活基本計画」、「公営住宅等長寿命化計画」を策定しており、各計画に沿った建て替え・住み替え及び改善などを実施しています。	建設課
市営住宅の入居収入基準等の緩和	本来入居対象とする所得の範囲にある方の入居を妨げることがない範囲で、子育て世帯や若年世帯も入居ができるように配慮した市営住宅の入居収入基準等の緩和を行い、子育て世帯への住環境整備施策の一環としています。	建設課
シックハウス対策の推進	「建築基準法」に基づき、全建築物（新築・改築）の居室の化学物質の室内濃度を下げるため、建物に使用する建材や換気設備の規制・使用禁止の指導を行っています。	建設課
民間賃貸住宅建設助成事業	市内でアパート経営をする方へ、建設時に1戸当たり100万円を助成し民間賃貸住宅の戸数を増やすことで、移住や定住の促進を図る事業です。	建設課
民間賃貸住宅リフォーム助成事業	市内でアパート経営をする方へ、1戸当たり室内のリフォーム工事費の3分の1（10万円を限度）を助成し民間不動産の環境を整えることで、移住や定住の促進を図る事業です。	建設課
あんしん住宅助成事業（子育て世帯への上乗せ）	自宅のリフォームや解体を市内の建設業者（太陽光発電システム設置は除く）に依頼して行う場合、工事費の一部を助成します。	建設課
民間賃貸住宅家賃助成事業	移住・定住促進と地域経済活性化を目的に、民間賃貸住宅に移り住む転入世帯及び新婚世帯に対し、家賃の一部（上限3万円をまごころ商品券で、最長60か月）を助成します。	企画課
あかびら住みか工ール	移住・定住の促進を図るために、地域の空き家、アパートの情報を募集して、集まった情報を市のホームページに公表します。	企画課

取組	取組内容	担当課 実施主体
移住・定住促進ホームページ	市のホームページに、赤平市の紹介や移住・定住に関する各種制度を紹介するページを設けます。	企画課
赤平おためし暮らし住宅	赤平市に移住を検討している方を対象に、一定期間市内での生活を体験できる「赤平おためし暮らし住宅」を用意します。	企画課
市有地の分譲	移住・定住促進のため、住宅建設用地の売却を進めます。	財政課

(2) 快適で安全な環境づくり

親子での外出、子どもたちの通学や遊びなど日々の生活環境が、より快適で潤いを感じられ、道路・施設を大切に利用してもらえるように、道路や公園などの生活環境の向上に努めます。

取組	取組内容	担当課 実施主体
公園の整備・保守	公園の定期点検、パトロール及び草刈を継続し、安全の確保や遊具の保守に努めます。今後も計画に則って、公園施設の改築や遊具の更新を進めます。	建設課
安全な道路環境(通学路)の確保	通学路などの道路環境の向上、安全性の確保を図る取組を進めます。	市民生活課 建設課 学校教育課
河川敷広場・ズリ山展望広場	施設の維持管理、広場のパトロール、草刈を継続し、子どもや親子が様々な場面で安心して利用できるよう安全管理に努めます。	建設課
空知川水辺の楽校	子どもたちの安全な体験の場としての活用を拡充できるよう検討を進めます。	建設課
屋内遊戯施設の検討	遊休施設の活用や補助制度の活用なども視野に入れ、他の児童福祉施設のあり方とともに設置の可否を検討します。	社会福祉課

(3) 親子・子育てを見守る地域づくり

親子の育ちを応援でき、子育てを温かく見守ることができる地域は、道路などの生活環境が親子に優しいだけでなく、子どものこと、子育てのことを理解できる心のある地域だと考えます。また、家庭や地域のこと、働くことなどについても、家庭・地域・事業所が考える機会を増やし、仕事と家庭生活等の調和を市全体の共通課題として啓発していきます。

取組	取組内容	担当課 実施主体
青少年センター活動（補導・パトロール啓発）	学校、警察署、PTA、地域育成会などが、地域の見守り活動（不登校・有害環境対策、補導等）を実施します。	学校教育課 社会教育課
地域の安心活動	「子ども110番の家」を保護者や子どもたちへの周知を図るとともに、設置した「子ども110番の家」との連絡体制等を確保します。また、「交通安全教室」を関係機関と連携して実施します。 見守りや防犯活動は地域のパトロール活動等とあわせて、保護者と協力した展開を図ります。	市民生活課 学校教育課 社会教育課
就業体験活動	教育委員会と商工労政観光課が連携して、幼少期から効果的な職場体験活動ができるように検討します。 就業体験活動の趣旨の理解を深められるように、企業側に働きかけます。 若年層の移住・定住促進を図るため、市内企業の見学やインターンシップ研修に継続して取り組むとともに、ハローワーク等との連携を強化します。	商工労政観光課 学校教育課
雇用の促進と就業環境の向上	多様な雇用形態・雇用機会を促進するための取組・支援を推進します。 育児休業等に関する啓発を、事業所に行います。	商工労政観光課
産業振興策との連携	少子化対策・子育て支援の充実には、働く場所の確保（地域の産業振興）が欠かせないものであることから、今後も産業振興策と連携・連動し、子ども・子育て支援施策の検討を進めます。	社会福祉課 商工労政観光課

第6章 子ども・子育て支援事業計画

1. 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 子ども・子育て支援給付

従来の「子どものための教育・保育給付」及び「児童手当等交付金」に加え、令和元年10月1日からの教育・保育の無償化に伴い新設される「子育てのための施設等利用給付」から構成され、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行います。

(2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

市町村が独自に実施する各種事業が対象となる「地域子ども・子育て支援事業」及び「仕事・子育て両立支援事業」で構成され、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行います。

《子ども・子育て支援新制度の概要》

子どものための教育・保育給付	
施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
子育てのための施設等利用給付	
施設等利用費	認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、認可外保育施設、特別支援学校、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
児童手当等交付金	
児童手当法等に基づく児童手当等の給付	
地域子ども・子育て支援事業	
①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業・その他要保護児童等の支援に資する事業養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業） ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業） ⑪放課後児童健全育成事業（学童保育） ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
仕事・子育て両立支援事業	
企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業	

子ども・子育て支援給付
その他の子ども及び子どもを
養育している者に必要な支援

(3) 子どものための教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）に基づく幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）します。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育

(4) 子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

認定区分	支給要件	主な利用施設
新1号認定	・新2号認定子ども、新3号認定子ども以外	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
新3号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ・保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

2. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域で、教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定の際に需給調整の判断基準となります。

教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

赤平市においては、教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）提供区域を次のとおり設定します。

(1) 教育・保育提供区域

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
1号認定（3～5歳）	全市（1地区）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第1期計画の区域設定を継承し、赤平市内を1区域とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

(2) 地域子ども・子育て支援事業提供区域

事業	提供区域	区域設定の考え方
①利用者支援事業	全市（1地区）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第1期計画の区域設定を継承し、赤平市内を1区域とします。
②地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)		
③妊婦健康診査事業		
④乳児家庭全戸訪問事業		
⑤養育支援訪問事業・その他要保護児童等の支援に資する事業		
⑥子育て短期支援事業 (ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)		
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		
⑧一時預かり事業		
⑨延長保育事業		
⑩病児保育事業 (病児・病後児保育事業)		
⑪放課後児童健全育成事業 (学童保育)		

3. 児童人口の将来推計

計画期間の児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。

■就学前児童数の推計値

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	30	31	30	28	28	26
1歳	32	32	33	32	30	30
2歳	50	32	32	33	32	30
3歳	33	51	33	33	34	33
4歳	41	33	51	33	33	34
5歳	48	42	34	52	34	34
合計	234	221	213	211	191	187

※住民基本台帳人口（平成26年～平成31年、各年4月1日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

■小学生児童数の推計値

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
6歳	37	47	42	33	51	34
7歳	49	37	47	42	33	51
8歳	48	49	37	48	43	33
9歳	53	47	48	36	47	42
10歳	50	53	47	48	36	47
11歳	67	49	52	46	47	35
合計	304	282	273	253	257	242

※住民基本台帳人口（平成26年～平成31年、各年4月1日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

4. 教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」、「量の見込み」に対応する教育・保育施設及び地域型保育事業による提供体制の確保方策及び実施時期を定めます。

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1号認定（3歳以上／教育）					
量の見込み ①	32	30	30	26	26
1号認定	16	15	15	13	13
2号認定 (教育の意向強い)	16	15	15	13	13
確保方策 ②	60	60	60	60	60
過不足 (②-①)	28	30	30	34	34
2号認定（3歳以上／保育）					
量の見込み ①	68	64	64	55	55
確保方策 ②	70	70	70	70	70
過不足 (②-①)	2	6	6	15	15
3号認定（1・2歳／保育）					
量の見込み ①	31	31	31	30	29
確保方策 ②	35	35	35	35	35
過不足 (②-①)	4	4	4	5	6
3号認定（0歳／保育）					
量の見込み ①	12	12	11	11	10
確保方策 ②	15	15	15	15	15
過不足 (②-①)	3	3	4	4	5

《確保方策の考え方》

1号認定は、「赤平幼稚園」での受け入れを確保方策とします。認定こども園の定員やこれまでの受け入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することで量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

2号認定及び3号認定は、「文京保育所」及び「若葉保育所」での受け入れを確保方策とします。認定こども園の定員やこれまでの受け入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することで量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

就学前児童数は減少する傾向にありますが、今後も保育士等の保育人材の不足が懸念されるため、これら人材の確保に向けた取組を推進し、幼児教育・保育施設の利用を希望する保護者の要望に応えられるよう努めます。

5. 地域子ども・子育て支援事業の提供

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	箇所	○	○	○	○	○
基本型・特定型		○	○	○	○	○
母子保健型		○	○	○	○	○

【確保方策の考え方】

当市では利用者支援事業としては実施せず、各担当課窓口にて子育てに関する相談・助言等に対応しています。

当市においては、専門の職員を配置や、体制の整備等について今後も検討し、当面は当事業の実施を見送り、「あかびら子育てポータルサイト」「赤平市子育てガイドブック」の充実など、現行の体制の中で利用者支援を充実させることとします。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人回/月	158	158	155	150	143
確保方策 ②		158	158	155	150	143
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

赤平市子育て支援センターでの受け入れを確保方策とします。現状の体制を維持することで、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

また、地域子育て支援拠点事業者と連携を図り事業内容の充実に取り組むほか、保育所、幼稚園、児童館や児童センター等と連携を図り、子育て支援の充実に努めます。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【受診券発行者数】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	31	30	28	28	26
確保方策 ②		31	30	28	28	26
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

【健診回数】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	回	434	420	392	392	364
確保方策 ②		434	420	392	392	364
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

国の定める健診回数、実施時期、検査項目の基準を必要最低限度として、健診の充実を図るとともに、受診率向上のための普及・啓発活動を推進します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	31	30	28	28	26
確保方策 ②		31	30	28	28	26
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

今後もすべての家庭を保健師が訪問し、各家庭の養育環境を把握するとともに、産後早期の訪問により母親の育児不安の解消を図ります。

(5) 養育支援訪問事業・その他要保護児童等の支援に資する事業

養育支援訪問事業～養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

その他要保護児童等の支援に資する事業～要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	○	○	○	○	○
確保方策 ②		○	○	○	○	○
過不足 (②-①)		○	○	○	○	○

【確保方策の考え方】

今後も国の基準を満たす「養育支援訪問事業」としての実施は行わず、乳児家庭全戸訪問事業や関係機関と連携し、養育について支援が必要な家庭に、保健師等の訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を支援します。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。

- ・ショートステイ：短期入所生活援助事業
- ・トワイライトステイ：夜間養護等事業

一時預かりと類似の事業ではありますが、児童養護施設等において実施するなど、児童の一時的な保護という側面が強い事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	2	2	2	2	2
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		△2	△2	△2	△2	△2

【確保方策の考え方】

本事業は、現在当市では実施していませんが、アンケート調査に基づく計画期間内における子育て短期支援事業の利用ニーズはわずかながらある状況です。

当市には児童養護施設がなく、当事業を実施することが難しい状況にあるため、今後は近隣で本事業を実施している自治体との調整を行うなどの対応を検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	9	8	8	8	7
低学年		6	5	5	5	5
高学年		3	3	3	3	2
確保方策 ②		10	10	10	10	10
過不足 (②-①)		1	2	2	2	3

【確保方策の考え方】

社会福祉協議会内のボランティアセンターに設置している赤平市ファミリー・サポート・センターを確保方策とします。

現状の体制を維持することで、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

事業をより充実したものとするため、当事業の周知を図るとともに会員確保に向けた啓発活動を推進し、会員数の増加を促進します。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として届間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的な預かりや必要な保護を行う事業です。

【幼稚園型】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	2,622	2,456	2,456	2,102	2,102
確保方策 ②		2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
過不足 (②-①)		78	244	244	598	598

【幼稚園型を除く】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	75	72	71	64	63
確保方策 ②		240	240	240	240	240
過不足 (②-①)		165	168	169	176	177

【確保方策の考え方】

幼稚園型の一時預かり事業は、赤平幼稚園の預かり保育を確保方策とします。現状の体制を維持することで、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

幼稚園型を除く一時預かりは、文京保育所における一時預かりを確保方策とします。現状の体制を維持することで、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しですが、通常保育のニーズの高まり等により、保育士の不足を招く恐れもあることから、安定した事業実施に向けた取組を進めます。

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

当市では文京保育所、若葉保育所で実施しています。両保育所における通常開所時間は7時から18時までとなっており、以降18時30分までで100円、18時30分を超えて19時まで更に100円の延長保育利用料を徴収しています。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	58	56	56	51	49
確保方策 ②		60	60	60	60	60
過不足 (②-①)		2	4	4	9	11

【確保方策の考え方】

文京保育所、若葉保育所で当事業を実施している時間外保育事業を確保方策とします。現状の体制を維持することで、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

時間外保育時間の異なる拡充については、保護者の動向やニーズを把握するとともに、保育士の確保と利用者数の推移を見ながら、今後検討していくものとします。

(10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	189	182	180	163	160
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足 (②-①)		△189	△182	△180	△163	△160

【確保方策の考え方】

アンケート調査に基づく計画期間内における病児保育事業の利用ニーズは、1日あたり1名未満の状況となっています。

国の基準を満たして当事業を実施するためには、専任の看護師・保育士配置や専用スペースの確保が必須となっていますが、保育所における慢性的な保育士不足の中で配置できる余裕がないことや、看護師の専任配置や専用スペースの確保に相当な経費がかかるにもかかわらず、供給過剰になる懸念が持たれることから、国からの助成を受けて（国の基準を満たして）の事業実施は、現段階では困難な状況にあります。

今後は、赤平市ファミリー・サポート・センターでの受け入れに向けた検討を進めるとともに、必要に応じて近隣で本事業を実施している自治体との連携等について検討していきます。

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が労働等により戻り家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	191	194	188	196	190
1年生		34	31	25	40	28
2年生		29	36	33	26	42
3年生		36	29	36	33	26
4年生		32	35	28	35	32
5年生		32	32	35	28	35
6年生		28	31	31	34	27
確保方策 ②		200	200	200	200	200
過不足 (②-①)		9	6	12	4	10

【確保方策の考え方】

市内5か所に設置されている児童館、児童センターでの受け入れを確保方策とします。現状の体制を維持することで、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

現状は当市の独自事業として実施しており、国の基準に基づく事業としては実施していませんが、利用料金が無料であることや身近な場所で利用できる利便性を保護者に提供できていると考えています。

今後は現在の取組を継続するとともに、令和4年度に統合される小学校内に、安全・安心に過ごすことのできる居場所づくりや、多様な体験・活動ができるよう学童保育室を創設し、放課後の健全育成を進めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

住民ニーズなどを把握するとともに、必要とされる助成について今後検討を進めます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、又は運営を促進するための事業です。

新規参入を希望する事業者がいた場合に相談、助言等を行います。

今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて検討することとします。

6. 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、子ども・子育て支援制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国において普及に向けた取り組みが進められています。

当市においては、幼稚園と保育所の老朽化状況や教育・保育の提供体制の確保、認定こども園への移行による財政状況など総合的に勘案し、認定こども園への移行を行うかどうか今後検討を行います。

認定こども園への移行については、将来的な児童数、既存施設の老朽化、教育・保育の量の見込み等も考慮することとし、国及び道における財政支援メニューの活用を図るものとします。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等

幼保連携型認定こども園教育・保育要領や幼稚園教育要領、保育所保育指針を踏まえ、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、保育教諭と幼稚園教諭、保育士による合同研修を推進し、教育・保育の共通理解や人材育成に努めています。

(3) 質の高い教育・保育についての基本的な考え方

幼児期の教育・保育は、子どもたちの「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基盤を培う極めて重要なものであることから、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育の提供に努めます。保育所に対しては、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供できる環境を整えていくため、必要な措置を講じます。

支援を必要とする子どもに対しては、赤平市障がい者計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

また、教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーの配置に関して検討を進めます。

(4) 地域子ども・子育て支援事業についての基本的な考え方

すべての子どもに対し、関連する諸制度との連携を図り、健やかな育ちを支援し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させるよう努めています。

子どもや家庭の状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目のない支援が受けられるよう、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

(5) 教育・保育施設と地域型保育事業者との連携の推進

地域型保育事業を利用する子どもが、満3歳以降も引き続き質の高い教育・保育を受けることができるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者との連携を図ります。

(6) 幼稚園・保育所と小学校等との連携の推進

子どもの発達や学びの連續性を踏まえた幼児期の保育は、その後の学校教育の基盤を培う重要なものであることから、保育所は幼児期の保育環境の充実を図るとともに、小学校等と連携し、円滑な小学校教育へつながるよう努めていきます。

7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(1) 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続き等の利便性にも配慮しながら、公正かつ適正な給付に努めます。

(2) 都道府県との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、円滑に制度を推進するため必要に応じて北海道との連携を図ります。

北海道との連携においては、北海道に対して施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応を行います。

第7章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 庁内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策に関わる関係部局が連携・協力し、横断的な取り組みを積極的に進めます。

(2) 地域における取り組みや活動との連携

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核とし、またNPO等子育て支援団体の育成を図りながら、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

(3) 市民及び企業等への広報・啓発

社会全体で子育て支援に取り組むために、市民や企業、関係団体等が計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容を広報・啓発し、市外に対しても情報発信に努めます。

2. 計画の点検・評価・改善

(1) 計画の点検・評価と見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、毎年度の進捗状況・成果を点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、計画の着実な推進を図ります。なお、状況の変更等により計画の見直しの必要が生じたときには、子ども・子育て会議で協議の上、見直しを行うこととします。

(2) 計画の公表、市民意見の反映

市ホームページなどを活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、市民への浸透を図ります。また、機会をとらえて市民意見を把握し、市民目線を生かした施策・事業の推進を図ります。

資料編

◎赤平市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第22号）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、赤平市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1） 法第6条第2項に規定する保護者

（2） 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関する事業に従事する者

（3） 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

（4） その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

（専門部会）

第7条 第2条に規定する所掌事務についてより専門的な調査審議を行う必要があるときは、子ども・子育て会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員及び臨時に置く委員をもって組織する。

（秘密の保持）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

◎赤平市子ども・子育て会議委員名簿

	団体名	役職	氏名	備考
1	赤平市青少年育成連絡協議会	会長	佐藤 よう子	会長
2	赤平市民生委員児童委員協議会	理事	佐々木 真由美	
3	赤平母子寡婦福祉連合会	会長	池田 美喜子	副会長
4	赤平市PTA連合会	会長	兵庫 常郎	
5	文京保育所ひまわり会	会長	大寶 勝洋	
6	若葉保育所若葉会	副会長	佐藤 美穂	
7	赤平幼稚園保護者会	会長	松浦 千尋	
8	赤平市校長会	会長	石成 牧子	
9	赤平市立赤平幼稚園	副園長	相原 知子	
10	赤平市立若葉保育所	副所長	伊藤 美香	
11	赤平市立文京保育所	副所長	吉田 真紀	
12	赤平市子育て支援センター	センター長	井波 彰子	

※令和2年3月現在（敬称略）

※公募委員については、応募がなかったため空席とした

第2期
赤平市子ども・子育て支援計画
《令和2年度～令和6年度》

発行：令和2年3月 赤平市

編集：赤平市社会福祉課

〒079-1192 北海道赤平市泉町4丁目1番地
TEL 0125-32-2216（課直通）
FAX 0125-34-4188
E-MAIL fukushi@city.akabira.hokkaido.jp

